

保険・共済からの反社会的勢力の排除の必要性と保険業界における取組・保険法  
上の問題点

報告者 弁護士法人淀屋橋法律事務所

弁護士 奥田直之

報告の要約

- 1 暴力団を中核とする反社会的勢力との取引を遮断する必要性
  - ・ 暴力団は公正かつ自由な競争を損なわしめる存在であり、取引社会から排除されなければならない。
  - ・ しかし、暴力団は、警察力で根絶できる存在ではない。暴力団の存在を助長する利用者をなくさなければ根絶できない。
- 2 暴力団の利用者対策を十全化し、達成する仕組み
  - ・ 暴力団を利用した者に制裁を与える仕組みが必要である。制裁は刑罰ではなく、暴力団を利用しないと宣言した者が行う。暴力団と取引等をした者には、公共事業へ参加が出来なくなる制裁、公開会社であれば取締役は善管注意義務違反により損害賠償債務を負担する制裁が与えられる。取引社会のインフラを担う銀行が、暴力団利用者との取引を謝絶したことにより仕組みが整った。
- 3 福岡県の暴力団情勢、暴力団について
  - ・ 取引排除のターゲットである暴力団を確認する。
  - ・ 暴力団は、人の死亡、傷害、建物の損壊を生じさせる抗争を引き起こしてきた。その実態の実態と保険事故の関係。保険者免責。
- 4 保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする保険約款上の解除制度について
  - ・ 約款既定の確認
  - ・ 重大事由解除の一つとして捉えた場合の法的論点
  - ・ 重大事由解除とは別の解除規定と捉えることの可否、その場合の法的論点
  - ・ 取引排除の観点から「反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあると認められる者」等の意味。
- 5 保険契約締結時の排除と暴力団排除に関する免責事由の設定
  - ・ 保険契約締結において表明保証を求める必要性について
  - ・ 暴力団排除条項を免責事由に設けることの検討。取引排除という観点とは別に、抗争関係の事象が保険事故と扱われないための免責事由を検討する。

## 1 暴力団を中核とする反社会的勢力との取引を遮断する必要性

- (1) 暴力団は、その暴力装置により公正かつ自由な競争を損なわしめる存在、公正であるべき我が国の経済社会の仕組みを歪める存在である。

暴力団を中核とする反社会的勢力との取引を排除する必要性は、社会から暴力団を取り除き公正且つ自由な競争を促進し、国民経済の民主的で健全な発達を促進するためである。暴力団が犯罪者集団という理由のみでは、暴力団との取引遮断を説得的に説明することは困難である。

この点を警察白書の記述で確認すると、平成19年の警察白書は、暴力団は、「公正であるべき我が国の経済社会の仕組みを歪める」と述べている<sup>1</sup>。

暴力団との取引の遮断をする必要性は、独占禁止法の目的に近いところがある<sup>2</sup>。賄賂の罪の保護法益とも近いところがある<sup>3</sup>。

- (2) とはいっても暴力団は基本的に犯罪組織である。その対策は警察マターのはずである。民間が正面を切って暴力団対策を行う必要はそもそもないのではないか。

警察の暴力団対策について確認をすると、暴力団犯罪の深刻化に鑑み、昭和33年頃、警視庁、都道府県警は捜査第4課を設置し、暴力団員の数と暴力団組織の数がピークを迎えた昭和38年、その翌年である昭和39年にいわゆる第一次頂上作成<sup>5</sup>等の徹底した捜査を行った。(3)で述べるとおり、この作戦は奏功し多くの広域暴力団が壊滅し有力組長が引退宣言をしたが、暴力団は根絶されなかった。バブル期には暴力団員が表社会で幅をきかせるようになった。総会屋の活動も収まらなかった。暴力団の根絶には、警察の力は絶対に必要であるが、結局、警察の力だけでは完遂できないことが分かってきた。

---

<sup>1</sup> 昭和53年警察白書は「暴力団は「健全な企業取引秩序そのものに対しても少なからぬ悪影響を及ぼすに至っている。」というに止まっていたのが、平成元年警察白書は、暴力団は「経済の健全性を損なう」存在といい、国民に一層大きな脅威と害悪を与えるようになるおそれ大きいことは明らかである、と断じるようになり、平成5年警察白書は、警察の役割を「社会経済システムの健全性を確保」するものと位置づけるようになり、平成19年の警察白書の表現に至る。

<sup>2</sup> 独占禁止法第1条「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」

<sup>3</sup> 最大判昭34.12.9「所論刑法197条は、上述のような公務員の職務の性質に鑑み、その職務の威信と公正を害すると認められる取賄の非行を犯罪として処罰することを定めたものであつて」という。

<sup>4</sup> 東京地判平10.9.24(判時1657.145)大蔵省金融検査部金融証券検査官室長が三和銀行、あさひ銀行等の都市銀行から811万円余の多額の取賄を受けていた事案等。適正な検査など望むべくもない。

<sup>5</sup> 暴力団取締対策要綱(昭和39年1月31日付次長通達)に基づく。

なぜなのか。その理由は、日本の企業等による暴力団の利用にある。日本の企業等は暴力団を利用し、暴力団に利益を供与し、暴力団を温存させ、成長させた。日本の企業等が暴力団と関係を持ったのは、暴力装置を背景とした脅しに屈したのものもある。しかし、必ずしも脅しに屈したからではない。

日本の企業等が暴力団を利用してきた歴史は長く、年代や地域によっては暴力団を利用することは根深く浸透していた<sup>6</sup>。

神戸港を押さえていた山口組、東京港、横浜港を押さえていた稲川会、住吉会が三大暴力団となりえた理由は港湾荷役管理という確実な収入があったからである。福岡県に暴力団が多い理由は、3で述べるとおり、福岡県には炭田・炭鉱があったからである。

警察の刑法の積極的な適用という攻撃に対し、暴力団は形を変え（階層化されたピラミッド化 その意味については3（4）ア（ウ）で説明する）、生き延び、復活した。結局、市民が暴力団との取引を謝絶し、暴力団の利用者を排除し、日本社会の構成員が一致団結して、暴力団にお金がいかにしない限り、組織暴力は生き続けるのである。

---

<sup>6</sup> 労働者供給の場面として、昭和38年頃、東京・三谷の簡易宿泊所街には1万4000人の住人がおり、このうち3,500人が立ちんぼうと呼ばれる土建関係の日雇い労働者だった。暴力団員が、土建会社から必要な労働者の人数や賃金を請け負い、早朝、立ちんぼうを集めて工事現場に運び込むという手配を行っていたが、当時これを仕切っていたのは義人党であった（毎日新聞社会部編「続・組織暴力の実態」16頁）。

株主総会の場面として、昭和45年5月28日、M社の株主総会が日比谷公会堂で開催された。反戦運動が盛んな折、M社がベトナム戦争用の軍事兵器製造をしていたことから、これに反対するベ平連が大挙して来襲し大荒れが予想された。防共挺身隊80名程度、大日本愛国党、右翼、暴力団、総会屋が総会場の中と外を固め、その中へ到着したベ平連200名余りを暴力により抑え込み、総会は30分弱で終了した（小川薫「実録総会屋」ぴいぶる社152頁、マーク・ウエスト「なぜ総会屋はなくなるのか」ジュリスト1145号61頁）。

従業員組合員らによる工場占拠に対抗して、暴力団らをロックアウト要員として雇い入れた事例（大阪地判昭47.9.5 刑資228.216）。

政治利用の場面として、やや古いのが、1919（大正8）年11月に住吉一家総長、幸平一家総長などを会員とする大日本国粋会が発足した。大日本国粋会は1923（大正12）年3月、奈良県磯城郡において全国水平社に対し暴力的攻撃を行うなどした。大日本国粋会は政友会色が強かったが、大和民労会は民政党系であり、反政府・反権力運動を押しつづす暴力装置となっていく（院外団）。

昭和39年4月17日、新橋駅前広場のステージで錦政会、日本国粋会、義人党、北星会の四団体連合の約1,000人がスト反対の演説会を開き、その代表が総評に押しかけている（毎日新聞社会部編「組織暴力の実態」21頁、59頁）。

(3) 日本の表社会が裏社会に乗っ取られないようにされるためである。

戦後、暴力団が日本の社会や経済を支配されそうになった状況が4回あった。

1度目は終戦直後の日本経済の中心であったヤミ市を暴力団(テキヤ系)が支配した状況である(GHQの命令による解散<sup>7</sup>、日本が主権を取り戻した等の理由でこの状況を脱した)。なお、終戦から数年の間の混乱時期に現在の指定暴力団につながっていく暴力組織がほぼ確立したとあってよい。

2度目は、団体数約5,200団体、構成員数約18万人とその数値が最高値となり、また、暴力団が政治結社化を図る<sup>8</sup>状況にあった昭和38年である<sup>9</sup>。暴力団同士の抗争事件は昭和33年の70件に対し、昭和38年には123件と増加した<sup>10</sup>(先に説明した第一次頂上作戦の奏功によりこの状況を脱した<sup>11</sup>)。

3度目は平成元年頃のバブル経済期である。刑法の適用を免れるため暴力団はピラミッド型の階層的組織を作り、資金源獲得活動を多用化するため社会からドロップアウトした知識人等を共生者として組織に取り込み、民事介入暴力に手を広げるなどした。豊富な資金を手に入れるようになった暴力団が<sup>12</sup>上場会社の株を大量に買い付けたこともあった<sup>13</sup>。そして、昭和61年から平成2年の間の5年間に年平均170

---

<sup>7</sup> 昭和21年、GHQの命令に基づき日本国政府は勅令101号(政党、協会その他の団体の結成の禁止等に関する件)を発出し、昭和23年7月、関東松田組は解散した。

昭和24年4月4日、日本国政府は上記勅令を改正する団体等規正令(政令第64号。破防法制定に伴い廃止)を発出し、墨田区向島を中心に縄張りを有した博徒であり土建業者のSKが組長を務めるS組(松葉会の前身)や藤田組、稲川組などの暴力団が解散させられた(平成元年版警察白書)。

<sup>8</sup> 毎日新聞社会部編「組織暴力の実態」51頁

<sup>9</sup> 昭和39年警察白書 城内康伸「猛牛と呼ばれた男」新潮社83頁 毎日新聞社会部編「組織暴力の実態」20頁

<sup>10</sup> 昭和39年警察白書

<sup>11</sup> 第一次頂上作戦により広域10大暴力団と指定された本多会、住吉会、北星会、錦政会、松葉会、日本国粹会、東声会、柳川組が解散した。この時に解散をしなかったのは山口組と日本義人会のみである。多くの幹部組員が刑に服し、暴力団員が引退をした(平成元年警察白書)。

<sup>12</sup> 暴力団の年間収入は1兆3000億円とされる(平成元年警察白書)

<sup>13</sup> 二代目稲川会会長ISは、1986年9月4日、日興証券本店営業部に自己名義及び関連企業の口座を開設し、同年12月4日、総会屋Sが野村証券の秘書担当役員にISを紹介し、野村証券本店営業部に口座を開設した。1989年6月、日興証券の子会社と野村ファイナンスは、ISの影響下にあるゴルフ場開発会社であるI社が発行した会員資格保証金預り証をそれぞれ20億円づつ購入し、また、ISは野村ファイナンス、日興クレジットから362億円の融資を受けた。1989年3月20日、東急電鉄の社長が死去したが、同年4月頃、ISは約160億円を使い、野村証券、日興証券を通じ東急鉄道会社の株式を購入した。同年11月、ISは野村ファイナンスから160億円を借り入れ(東急株等が担保)、この160億円の融資金は住友銀行高輪支店に振り込まれ、同時に小切手が振り出され、野村証券に渡り、ISは東急株を買い増した。また、ISは、日興ファイナンスから202億円を借り入れ(東急株等が担保)、これを原資に更に東急株400万株を購入

件の抗争事件が起こり、市民の生命・身体の安全が脅かされた<sup>14</sup>。四代目山口組は内部抗争から分裂したにもかかわらず抗争収束時には組織数、組員数ともに増大した（バブルの崩壊等によりこの状況を脱した）。

4度目は、勝ち組暴力団は資本主義の象徴である証券市場に直接食い込み、資金源獲得活動の場とするようになったときである（平成13年頃）。負け組暴力団は、行政を標的とする資金源獲得活動を行った（行政対象暴力）。4度目となる裏社会の勢力による日本社会の支配の恐れが生じた。

裏社会の勢力に、表社会を乗っ取る5度目のチャンスを与えてはならない。

## 2 利用者対策を達成する仕組み

(1) 利用者対策は、①日本社会の構成員が、自らの意思に基づき、暴力団を利用しない、取引を謝絶しないと宣言すること（契約自由の原則）、②暴力団を利用した者や、取引を遮断しない者に対しては、株主代表訴訟に基づく損害賠償請求、また、他の構成員との取引の遮断（特に銀行による取引停止）を含めた相応の制裁を与え、かつこれを受け入れるという仕組みにより達成される。

(2) 企業の暴力団の利用の状況

1991（平成3）年に経団連は、社会の秩序や安全に悪影響を与える団体の活動に関わるなど、社会的常識に反する行為は断固として行わないことを宣言し<sup>15</sup>、1996（平成8）年には、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」ことを高らかに宣言した<sup>16</sup>。

しかし、1997（平成9）年に第一勧銀と四大証券による総会屋への利益供与が発覚し、企業は反社会的勢力に対する利益供与を続けていたことが明らかになるとともに、先の宣言は画餅にすぎなかったといわざるを得ない事態となる。

宣言が画餅に帰した理由は、結局、企業や経営者に対し暴力団を利用したことに対し実効的な制裁がなかったからである<sup>17</sup>。暴力団排除のための利用者対策としては、

---

した。1990年11月頃にはISは約2900万株に上る大量の東急株を取得した（第121回国会 参議院 証券及び金融問題に関する特別委員会等の国会審議から）。

<sup>14</sup> ジュリ 985号 13頁

<sup>15</sup> 平成3年9月、経団連は企業行動憲章を定め、社会の秩序や安全に悪影響を与える団体の活動に関わるなど、社会的常識に反する行為は断固として行わないことを宣言し（企業の社会的役割を果たす7原則のうちの（6）、公正なルールを守る5原則も発表した。経団連：経団連企業行動憲章（1991-09-14）（keidanren.or.jp） 後述の神戸製鋼株主代表訴訟において裁判所が示した所見の中で、裁判所の所見の根拠として適示されている。

<sup>16</sup> 経団連：経団連企業行動憲章（1996-12-17）（keidanren.or.jp）。

<sup>17</sup> 独占禁止法分野においてはコンプライアンス・プログラムの早急な実施に主張されたのは（上記公正なルールを守る5原則の（1）、課徴金を免れるという強いインセンティブがあったからといえる。

暴力団を利用した企業・経営者に対し実効的な制裁が与えられることが不可欠であるとの認識が形成されていった。

### (3) 迷走

その頃から制裁の裏付けとしてコンプライアンスが登場したが<sup>18</sup>、当時は、実効的な制裁を誰がどのように下すのか、その方法論、法源が難問であった。

例えば、アメリカの組織体に対する連邦量刑ガイドライン<sup>19</sup>に関し、これは従業員が違法行為を犯した場合の法人処罰においてコンプライアンス・プログラムの充実度合いに応じ法人に対し制裁の減免をする制度であると伝えられた<sup>20</sup>。この制度は利用者対策として有効な側面があったが、実現のためには刑事法の制定が必要であること、企業の反社会的勢力の利用形態には様々なヴァリエーションがあり、また付き合いの濃淡があることから要件と効果の定め方に困難を来たす理論的な問題点があった。また、経営者の不当ないし違法行為防止に対しては直接効果が生じない制度であるため、刑事罰をコンプライアンス・プログラムの担保とする制度は利用者対策としては不十分であったため、日本での導入は行われなかったと思われる。

### (4) 内部統制システム

徐々に状況が変化する。財務諸表の粉飾に対する対策として内部統制システムにつながる提言が行われるようになったが<sup>21</sup>、この内部統制システムの考えが、平成12年大和銀行ニューヨーク支店損失事件判決を経て<sup>22</sup>、平成14年の神戸製鋼株主代表

---

<sup>18</sup> 四大証券事件発覚後であるが、平成9年9月に制定された全銀協の倫理憲章はコンプライアンスという言葉を使用した。このコンプライアンスという言葉は平成11年7月に作成された金融監督庁の「預入等受入金融機関に係る検査マニュアル」で多数使用されるようになった。yokin.pdf (fsa.go.jp)

<sup>19</sup> 量刑ガイドラインは、1991年に制定後2004年、2010年に改正がなされた。

<sup>20</sup> 川崎友巳「両罰規定における法人の刑事責任とコンプライアンス・プログラム」同志社法学50巻3号

<sup>21</sup> COSOレポート。1992年、COSO（1985年に設立された財務諸表の粉飾をもたらす原因を研究し、提言をまとめることを目的とするアメリカの民間団体である（The committee of sponsoring organizations of the treadway commission）は、内部統制（システム）を、①業務の有効性と効率性、②財務報告の信頼性、③関連法規の遵守の範疇に分けられる目的の達成に関して合理的な保証を提供することを意図した、事業体の取締役会、経営者およびその他の構成員によって遂行されるプロセスであると定義したレポートを公表した。COSOレポートの概要 (fsa.go.jp)

<sup>22</sup> 平成7年7月、大和銀行は、NY支店社員が巨額の損失を発生させたことを知ったが、米国の規制当局へ報告が遅れがあり、米当局からこれが隠ぺい工作であるとして起訴され、結果、3億4000万ドルの罰金を支払うこととなったこと。大和銀行株主代表訴訟において、被告である取締役は、米国の規制当局へ報告の遅れがあった理由について「米国の規制当局への報告の遅れは、大蔵省の指導によるもので、その要望・示唆に反して通報する期待可能性は自分達にはなかった」と主張したが、第一審判決は「我が国内でのみ通用する非公式のローカル・ルールに固執した」もので、「大蔵省の判断及び指示に依存して銀行経営を行ない、自らの責任において判断を行なわないことは許されない」として斥け、明確に大蔵省によるガバナンスを否定した（東京地判平12.9.20）。

訴訟事件における神戸地裁の所見において、企業が講ずべきリスクの中に反社会的勢力との取引を含め<sup>23</sup>、これを怠ると取締役に善管注意義務違反が生じるという日本独自の発展がみられた。

(5) 公共工事における暴力団と社会的に非難を受けるべき関係の者の排除

資本市場に食い込むことが出来なかった（負け組の）暴力団は、行政対象暴力へ目を向け<sup>24</sup>、これに対する行政側の対抗として、公共工事からの暴力団の排除が積極的に進められるようになった。ここで公共工事において暴力団と社会的に非難されるべき関係がある者も排除すべきという発想が生まれる。

ここまでが平成 15 年頃までの話しである。

(6) あまねく制裁を求めて

しかしながら、株主代表訴訟は大会社に対するけん制となるものの、株主＝経営者の中小企業に対しては効果がない。公共工事からの排除も地方公共団体等と取引がなければ関係せず、反社会的勢力と取引を継続しても制裁はなかった。

なお、証券会社と証券取引所は、過去の反省及び新興市場<sup>25</sup>であるマザーズ上場第

---

<sup>23</sup> 株主原告代理人らは取締役の損害賠償請求の主たる請求原因として、役員故意による利益供与であったと主張し、予備的にリスク管理体制不備を内容とする注意義務違反を主張していた。平成 14 年、裁判所は総会屋等の反社会的勢力を排除することも内部統制システムの内容である前提で所見を示し、同年 4 月 5 日、裁判上の和解が成立した（商事法務 1626.222）。

<sup>24</sup> 2007（平成 19）年 4 月 17 日、山口組系暴力団が長崎市長を射殺した事件は行政対象暴力の典型である。最三小判平 24.1.16 は加害者の動機に関し「被告人は、長崎市に対する不当な要求を繰り返していたところ、同市が市長である被害者の方針で暴力団からの不当要求等に屈しない姿勢をとっていたこともあって取り合わなかったことから、被害者を逆恨みしてこれを募らせ」と認定している。他に例えば、平成 14 年 5 月、山口組傘下組織幹部（44）及び町議会議員（51）は、自らが指定する建設業者を、町発注に係る公共工事の入札指名業者にしようとして、町役場周辺を街宣車数台で街宣活動をした上、同役場において町長に対し、「指名しなければ右翼が来て大変なことになる」などと脅迫した。同月、職務強要で 2 人を検挙した事案がある（岡山 平成 15 年警察白書）。

<sup>25</sup> 1998 年にデフレ経済となり、間接金融の役を担う銀行の貸し渋り・貸しはがしが問題となり、事業会社は金策に苦勞をした。そこで、直接金融を拡充すべく 2001 年に新興市場が開設した。

1号が反社会的勢力に乗っ取られた等現実を踏まえ<sup>26</sup>、警察庁の指導を仰ぎ<sup>27</sup>、いち早く反社との取引遮断に動いていた。景気が上回るにつれ、反社会的勢力による証券市場による資金源獲得活動は相当なものであったと思われ、長期戦であったと思われるが、反社会的勢力排除の成果が進んで行っていた。

その他、暴力団の抗争は事業密接関連行為と認め五代目山口組組長に対して使用者責任を肯定した判例<sup>28</sup>、反社会的勢力に対して利益供与を行った蛇の目ミシン取締役に対する判例が言い渡され<sup>29</sup>、コンプライアンス意識の高まりが見られるようになった<sup>30</sup>。

- (7) 課題は銀行の協力であったといえる。銀行は利用者対策の橋頭保である。反社会的勢力と取引を行った者にとって、その者が行う事業の規模を問わず、銀行との取引停止は重大な制裁となる。銀行と取引停止となれば、借り入れは出来ず、預貯金が出来ず、決済ができなくなるから倒産は免れない。その効果たるや絶大である。

この点に関し、バブル経済の崩壊後、多くの銀行の倒産が見られたことは、大蔵省による護送船団方式はもはや市場に勝てないことの表れであり、そういったこ

---

<sup>26</sup> 東証マザーズに第1号として上場された株式会社リキッドオーディオ・ジャパンは、上場直前から暴力団との関係がうわさされており、平成12年4月5日に発生した配信関連企業に対する拳銃発砲事件を捜査中の警視庁は、同年10月25日までにリキッド社の前社長を含む5人を、同社の元役員に対する逮捕監禁事件の被疑者として逮捕した。また、株式会社エンターミュージズは、平成12年末までに東証マザーズへの上場を目指し、監査法人の会計監査を受けるなどその準備を進めていたが、平成12年6月30日、警視庁は同社内における暴力団員が同社役員の内紛に関与し、脅迫して代表役員を交替させた強要事件の事件情報を得、同年7月12日、同社の取締役会長と暴力団東亜会幹部等合計3名を逮捕した（警視庁暴力団対策課長山本祥博「ベンチャー企業向け証券新市場からの暴力団等排除対策の推進について」警察学論集第54巻第2号）。

<sup>27</sup> 警察は、新興市場がベンチャー企業への円滑な資金調達に重きを置くあまり上場のハードルが低いことから暴力団が介入すると予見し、平成11年11月の段階で警視庁暴力団対策課長が東証理事長あてに上場基準に明確な暴力団排除条項の規定化等を検討する要請をしていた（前掲警察学論集第54巻第2号）。

<sup>28</sup> 最二小判平16.11.12 対立抗争を暴力団の事業と密接に関連することを認め、五代目山口組組長に対して使用者責任を認めた。

<sup>29</sup> 最二小判平18.4.10（判タ1214.84）「証券取引所に上場され、自由に取引されている株式については、暴力団関係者等会社にとって好ましくないと判断される者がこれを取得して株主になることを阻止することは出来ないのだから、会社経営者としては、そのような株主から株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務がある。」と判示し、総会屋に利益供与を行った取締役の善管注意義務違反を認めた。差戻審の東京高判平20.4.23は5人の取締役に対し、583億6039万8183円を会社に対し支払いを命じる判決を言い渡した。

<sup>30</sup> 暴力団排除の例として、野球場からの暴力団排除がある。この問題提起には読売新聞グループ山口寿一氏の尽力が大きい。平成16年頃から具体的に動き出し、その後、球界一丸の活動により不良応援団を完全に排除することができた（「社会vs暴力団」危機管理研究会編 きんざい 160頁木村圭二郎弁護士執筆部分。名古屋高判平23.2.17判時2116.75）

とを含め様々な理由から金融監督体制の見直しが行われ、2001（平成13）年に金融庁が設立され、金融監督は自由市場経済を前提とした監督へ変わり、銀行にとり金融行政は厳しいものとなった。

政府の介入に対し銀行は強く抵抗を示したと思われるが<sup>31</sup>、バブル崩壊で多くの銀行が倒産し<sup>32</sup>、バランスシートが毀損した銀行は生き残りのため政府から資本注入を受けたことにより<sup>33</sup>、政府の考えに沿う行動を取らざるを得なくなったと推察される。

そして、銀行がヤミ金融業者を幫助しているといえる状況が起こり<sup>34</sup>、また、様々な銀行不祥事が発生し<sup>35</sup>、2007（平成19）年2月15日、金融庁は三菱東京UFJ銀行に対し銀行法26条に基づく業務改善命令を出した<sup>36</sup>という事態が生じた。

- (8) 2007（平成19）年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとして「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が公表された。この指針は、先の経団連の宣言のように、実現に困難がある状況で公表をしていない。この指針を公表する地盤が整ったから公表したといえる。そのため、この指針は、直ぐに世間に浸透した。

同年7月、全銀協は反社会的勢力介入排除に向けた取組強化の申し合わせを行い<sup>37</sup>、金融庁は、2008（平成20）年3月に監督指針を改正した（それまでは反社会的勢力排除のことは書いていないに等しかった）。全銀協は同年11月に融資条項、2009（平成21）年9月に普通預金取引等約款に暴力団排除条項を入れた参考

---

<sup>31</sup> 平成4年、当時の宮沢首相はバランスシートを毀損した銀行への資本注入に思いを致しているが、実現はされていない。

<sup>32</sup> 平成9年11月、無担保コール市場での資金調達ができなかったことを直接のきっかけとして北海道拓殖銀が倒産した。平成10年10月に長銀が、同年12月に日債銀が破たんした。

<sup>33</sup> 預金保険機構-早期健全化法に基づく資本増強実績一覧 (ndl.go.jp)

<sup>34</sup> 平成13年頃から出資法が定める利息を超える貸し付けを行うヤミ金融業者が現れた。後日判明するようにヤミ金融業者のトップは五代目山口組G会の相談役Kであった。ヤミ金融業者は、不法に口座開設を行い、また、小口送金によりATMを占有・利用する状況が出現し、銀行の一般利用者に迷惑が生じる状況となった。ヤミ金融問題が社会問題化したことから、銀行は、あらためてインフラを預かる者、違法行為の幫助はできないという公共性を自覚したように思われる。後日、51億円がスイス当局に差し押さえられたが、これはマネー・ロンダリングのためであり、このマネロンに外資系銀行が協力していたことが明らかとなって、銀行のモラルが問われることとなった。

<sup>35</sup> 2006（平成18）年5月8日、元暴力団組長でありA会理事長であったKが業務上横領の被疑事実で逮捕された。その幫助したとして三菱東京UFJ銀行の行員（三和銀行淡路支店で勤務しKの担当をしていた）が逮捕され（後、不起訴）、また三和銀行が小西に100億円を超える融資をしていたこと、反社会的勢力との密接な関係が発覚する。森功「同和と銀行」講談社

<sup>36</sup> 金融庁の発表 <http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070215-1.html>

三菱東京UFJ銀行の発表 <http://www.bk.mufg.jp/news/news2007/pdf/news0215.pdf>

<sup>37</sup> <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2007/07/24152232.html#extra>

例を策定し、これらは2009（平成21年）、2010（平成22）年中に実施され<sup>38</sup>、暴力団は融資を受けられず、暴力団を利用した会社は倒産の憂き目にあい<sup>39</sup>、また口座を開設することもできなくなった。2011（平成23）年6月、全銀協は融資条項及び普通預金等約款における暴力団排除条項参考例を改正した<sup>40</sup>。

- (9) 暴力団根絶のためには、日本経済の取引主体が反社会的勢力と徹底した取引謝絶を行うことが必要であり、それを怠った取引主体には、反社会的勢力と社会的非難をされるべき関係を持った者として、例外なく取引社会から追放され、業務停止をなってしまう事態が招来することも、暴力団が公正であるべき日本経済をゆがめる存在であり、これを根絶するという目的のためにはやむをえないことと考える。

このようにコンプライアンスの考えを刑法的に使用するのではなく、社会の総意としてコンプライアンスを使用している点で、また、取締役が統制すべきリスクに反社会的勢力による危険・被害を入れ込むのは日本独自の発展といえる。ただ、近時、SDGsの考え等の実践に当たり、このポリシーを実践する企業が、このポリシーに沿わない企業との取引を遮断するということが行われているが、こういった発想と根は一緒であると思われ、上記の考えは日本独自のものとまでいうことはできないかもしれない。

そして、反社会的勢力と取引をしない、というのは、それぞれの経済単位の決断に基づくものであり、根拠としては契約締結自由の原則に基づくものであり、可能な限り（公共性に反しない限り）、尊重されるべきものといえる。そういった暗黙の合意が民間の中にあることが、反社会的勢力との取引を遮断する仕組みである。

- (10) 取引遮断の限界について、当該金融機関や事業会社の公共性が挙げられる<sup>41</sup>。だが、暴力団への加入は任意であり、社会から排除される対象となることを自ら選んだ道であることを考慮すべきである。反社会的勢力との取引もしかりである。そして、暴力団との取引謝絶は国民経済全体の健全性を確保するためのもので公共性そのものといってよいものであることを考慮する必要があるだろう。

### 3 福岡県の暴力団情勢、暴力団について

---

<sup>38</sup> 東京三菱 UFJ [http://www.bk.mufg.jp/info/info\\_20090401.html](http://www.bk.mufg.jp/info/info_20090401.html)

三井住友銀行 <http://www.smbc.co.jp/haijyo/index.html>

<sup>39</sup> 平成20年6月、東証二部上場の株式会社Sは民事再生手続の申し立てをしたが、同社が立ち退き交渉を依頼したK実業の社長などが弁護士法違反の疑いで逮捕され（東京地判平20.10.22（判タ1298号311頁））、その後、S社はK実業が反社会的勢力であるとの認識に至ったと表明したが、同社は銀行からの新規の融資を受けられず、資金調達に困難を来した。

<sup>40</sup> <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/06/02150000.html>

<sup>41</sup> 銀行法1条1項 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(1) 福岡県の暴力団情勢

暴力団対策法2条3号に基づく指定暴力団等（令和5年末現在 福岡県警 HP）

	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	構成員	準構成員等
1	道仁会	久留米市	小林哲治	160人	120人
2	五代目工藤會	北九州市	野村 悟	160人	80人
3	浪川会	大牟田市	朴 政浩（ 浪川政浩）	90人	30人
4	太州会	田川市	日高 博	70人	40人
5	四代目福博会	福岡市	金 國泰	60人	70人
(6)	六代目山口組系 （二代目伊豆組 他）			130人	50人
(7)	神戸山口組系			10人	10人
(8)	その他（絆会？）			10人	10人
組織数：120、暴力団構成員690名、準構成員等390名、合計1080名					

なお、佐賀県では、道仁会110人、浪川会60人、六代目山口組20人、その他30人、合計220人と把握されている<sup>42</sup>。この人数には暴力団準構成員等を含んでいる。

(2) 福岡県に（指定）暴力団が多い理由

警察がかつて炭鉱暴力団と呼んでいた暴力団がいた。福岡県には、多くの炭田（三池炭田、筑豊炭田、糟屋炭田）があり、そこに多くの炭鉱があった。北海道にも炭鉱はあったが、警察統計上、炭鉱暴力団の存在はほぼ福岡に限られる<sup>43</sup>。浪川会の本部がある大牟田市にはかつて三池炭鉱があり、積出港の三池港<sup>44</sup>がある。筑豊炭田はかつて日本一の産出量を誇り、八幡製鉄所<sup>45</sup>の石炭需要を賄い、若松や小倉の港からは石炭、鉄鋼が輸出された。炭鉱暴力団は、主に炭鉱労働者の管理等を担っていたと思われる<sup>46</sup>。

<sup>42</sup> 令和5年末現在 佐賀県警 HP

<sup>43</sup> 犯罪統計書昭和24年度389頁同昭和38年度325頁

<sup>44</sup> 1908年完成 それまでは大牟田川河口から小型運搬船と舢舨（はしけ）により、対岸の長崎県島原半島南端の口之津港（南島原市）まで約70kmを海上運送し（まる1日間要する）、ここで積み替え人夫（最盛期には1,500名を超えたという）の手で大型船に積み込んでいた。三池港・大牟田の近代化産業遺産ホームページ（miike-coalmines.jp）

<sup>45</sup> 1901年開業

<sup>46</sup> 昭和35年、M炭鉱で労働争議が発生した。当時、三井三池の労働組合はK大学教授Mを中心とする講師団によってマルクス主義を叩き込まれ、筋金入りの最強の組合といわれた。激しい闘争の中で会社側が用意した暴力団員と衝突した第1組合員側に1名の死者と104名の重軽傷者が出た（中村隆英「昭和史II」東洋経済新報社499頁）。

港湾暴力団と呼んでいた暴力団もあり、港湾暴力団はその検挙人員からすると近畿と北部九州に限られるが<sup>47</sup>、実態としては横浜にもいる。山口組初代組長山口春吉は、沖仲仕の人夫供給等を基盤とし、山口組は神戸港の荷受業を仕切っていた。第一次頂上作戦では港湾荷役の中核である会社が警察のターゲットとなった。また、稲川会の初代組長稲川角二の親分 TM<sup>48</sup>は東京港の港湾荷受業をしており、T社のHPでは初代代表取締役とされている。

#### (4) 暴力団について

ア 現在の日本の暴力団の組織的な特徴

##### (ア) 擬制的血縁関係を取る。

これは最二小判平 16.11.12 が「暴力団においては、強固な組織の結び付きを維持するため、組長と組員が「杯事（さかずきごと）」といわれる秘儀を通じて親子（若中）、兄弟（舎弟）という家父長制を模した序列的擬制的血縁関係を結び、組員は、組長に対する全人格的包括的な服従統制下に置かれている。」と認定したとおりである<sup>49</sup>。

暴力団の源流の一つは博徒であり、彼らが行う賭博開帳はどの時代でもどの地域でも合法ではない。組長を頂点としたつながりを強固にするのは、こういった（違法な）生活基盤を誰も守ってくれないからである。軍隊と同じくリーダーの絶対性が確立していない組織は、他組織と喧嘩をすれば負けるおそれが多分にある。

暴力団組織から組員を排除するいわゆる破門について、その理由は博徒系暴力団は任侠道、テキヤ系暴力団は神農道に反したことである<sup>50</sup>。

##### (イ) 暴力装置を有する。

賭博開帳を主たる事業としていた頃も、資金源獲得活動が多様になった今も縄張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。暴対法9条4号）の確保は生き残りに直結する。誰も縄張は守ってくれない。自分たちの暴力により守るしかない<sup>51</sup>。そして、喧嘩に絶対

<sup>47</sup> 犯罪統計書昭和 38 年 325 頁

<sup>48</sup> TM は三代目山口組田岡一雄、住吉一家三代目総長 AJ と兄弟分。森泉人「侠雄—総裁稲川聖城その素顔と実像」廣濟堂出版 155 頁。

<sup>49</sup> 2005 年 7 月、TS は、六代目山口組組長に就任したが、同年 12 月 5 日に収監された。2011 年 4 月 9 日に出所し、同年 5 月、TS が収監中に昇格した直系若中と親子盃儀式が行われた（平成 23 年の暴力団情勢 警察庁）

<sup>50</sup> 現在の有力なテキヤ家系暴力団としては東京都池袋に本拠を持つ指定暴力団極東会がいる。極東会の絶縁状を見ると絶縁理由に「神農道を逸脱し」と記載されている（夏原武「現代ヤクザのシノギ方」宝島社文庫 31 頁）。テキヤの前身は、明治 4 年 8 月に公布された賤称廃止令において、廃止対象となった香具師である。香具師とは神農を結束の中心に置く薬売りである。

<sup>51</sup> 千葉地判令 1.6.26 千葉県松戸市内などを縄張りとして認識している暴力団が、同暴力団から破門となった

に勝つために刃物、銃を所持する<sup>52</sup>。暴力化は必然である。

第二次世界大戦後、愚連隊を吸収した博徒勢力は、より暴力性を増した<sup>53</sup>。

(ウ) ピラミッド型の階層的組織を取る。

上記最判が「五代目山口組は、渡邊が組長として直接杯を交わして親子、兄弟の擬制的血縁関係を結んだ組員（直参）から成る1次組織（総本部）、1次組織の組員が組長（直系組長）として同様の擬制的血縁関係を結んだ組員から成る2次組織（直系団体）、同様に2次組織の組員が組長となる3次組織、3次組織の組員が組長となる4次組織、4次組織の組員が組長となる5次組織から構成され、渡邊を頂点とするピラミッド型の階層的組織を形成している。」と認定したとおりである。

第一次頂上作戦が奏功したのは組長自ら犯罪を行っていたからであった。だが、その前に<sup>54</sup>広域化に成功した暴力団（山口組、住吉会、稲川会等）はその代紋自体が価値を有するようになっており、幹部らは自らへ刑法の直接適用をさける手段として、意識的に無意識的に、傘下の者（さらには共生者）に犯罪行為を実行させる階層化を図り、傘下の者が行った資金源獲得の結果、得た利益を上納させる制度を構築させていった。なお、この階層化という暴力団側の防御システムを民事的に突き破ったのがいわゆる使用者責任訴訟である。

イ 暴力団の行動の特徴

(ア) 資金源獲得活動

金になるのであれば手段を問わない<sup>55</sup>。

・博徒系暴力団の本業といえる賭博関連（賭博開帳、賭博ツアー<sup>56</sup>、パチンコ、ノ

---

元組員がこれまで同様松戸市内で活動していたことから制裁のため銃撃した事件

<sup>52</sup> 明治17年、静岡県警は有名博徒である清水次郎長宅を捜索した際、ゲバール銃23挺を押収している（高橋敏「清水次郎長」岩波新書86頁）。

<sup>53</sup> 愚連隊を吸収した博徒は暴力性を増し勢力を広げていく。例えば、稲川会：横浜には兄弟盃を交わした京浜兄弟会という7名の博徒がいたが、横浜の愚連隊を取り込んだ稲川会の勢力に押されていき、昭和33年頃には稲川会が横浜の利権を有するようになった（森泉人「侠雄—総裁稲川聖城その素顔と実像」廣済堂出版139頁）。稲川会では、初代会長稲川角二の若衆DT、IKは横浜の有名な愚連隊であった。二代目会長ISは横須賀の愚連隊であった。山口組：三代目山口組若頭補佐であったSM、柳川次郎は愚連隊出身である。昭和35年に抗争の上、壊滅した愚連隊明友会から山口組に移った者も多い。三代目山口組田岡一雄は大阪ミナミ近辺の愚連隊であった南道会会長FTを舎弟とし、昭和38年に南道会のメンバーであったNKが山口組の直参となるなど、旧南道会出身者は三代目山口組内で大きな勢力を誇った。

<sup>54</sup> 昭和38年に名神高速が開通し、苫小牧港が稼動し、昭和39年10月1日に東海道新幹線が開業し、日本は狭くなっていた。

<sup>55</sup> 平成19年から平成25年までの7年間で事業者襲撃等事件は146件発生している（平成25年の暴力団情勢 警視庁）。福岡県に約6割が集中している（警察学論集第65巻第11号1頁）。

<sup>56</sup> 東京高判昭56.3.12 稲川会ISが行った韓国賭博ツアー。詐欺被告事件

ミ行為、賭博業関連警備<sup>57</sup>)、テキヤ系暴力団の本業といえる興行<sup>58</sup> (元々テキヤは単なる薬などを販売するのではなく、芸を見せていた<sup>59</sup>)、先に説明をした港湾荷役や炭鉱労働者等の管理

- ・暴力装置を生かした債権取り立て<sup>60</sup>、暴力装置を生かした企業対象暴力、行政対象暴力<sup>61</sup>、政治活動 (環境、えせ右翼行為、えせ同和行為) を装ったゴロ行為、金貸し<sup>62</sup>
- ・共生者を使ったヤミ金融業、共生者を使った非弁行為 (会社整理屋：倒産間近の会社の経営者から受任し、会社財産を処分する<sup>63</sup>。示談代行<sup>64</sup>)、競売屋<sup>65</sup>、競売

---

<sup>57</sup> 競艇や競馬は、昭和 30 年代まで主催者から暴力団に対し警備費や清掃費の名目で金銭が支払われていたという (森泉人「裏から見た表」廣済堂出版 184 頁)。こういった歴史的経緯があり、暴力団の排除を最初に定めたのが昭和 47 年に成立した警備業法であり、競艇・競馬からの暴排のため、平成 5 年 8 月に財団法人競艇保安協会が、平成 6 年 5 月に財団法人競馬保安協会が暴対法 31 条 2 項 7 号の不当要求情報管理機関の登録を受けている。

<sup>58</sup> 佐賀純一「浅草博徒一代」筑摩書房 300 頁によると、浅草では、露店形態で行われる興業、例えば「曲馬団」やサーカスなどの興業がある場合、縄張り内のテキヤの親分は興行主から金銭を取っていた。博徒は屋根がある興業からみかじめ料を取っていたとのことである。

<sup>59</sup> 三代目山口組田岡一雄は、神戸芸能社を経営し、MH、TY 等をマネージメントしていた。こういった背景がある MS ですら地方興業主が主催する興業に呼ばれた時は、神戸芸能社から地方興行主までの間に興行場所を縄張りとする暴力団など 6 人が間に入り金を取っていったという (「続・組織暴力の実態」毎日新聞社 23 頁)。

<sup>60</sup> 暴対法 9 条 7 号 不法な方法で債権を取り立てる行為

<sup>61</sup> 平成 14 年 5 月、山口組傘下組織幹部 (44) 及び町議会議員 (51) は、自らが指定する建設業者を、町発注に係る公共工事の入札指名業者にしようとして企て、町役場周辺を街宣車数台で街宣活動をした上、同役場において町長に対し「指名しなければ右翼が来て大変なことになる」などと脅迫した。同月、職務強要で 2 人を検挙した (岡山) (平成 15 年警察白書)。

<sup>62</sup> 上限金利について罰則がある出資金規制法のみであったが、同法により犯罪とされる上限金利は昭和 30 年の施行後は年 109.5%、昭和 58 年からは 73%、昭和 61 年からは 54.75%・・・というものであり、犯罪にならない範囲でそれなりに稼ぐことが可能であった。

<sup>63</sup> 昭和 54 年頃、大阪府警は、山口組の直参菅谷組を背景とした八幡商事の OM のグループを頂点として 40 グループぐらいの整理屋を把握していた (林則清「不良債権回収と知能暴力犯罪」東京法令出版 46 頁)。

<sup>64</sup> 暴対法 9 条 19 号 例：交通事故の被害に遭った男 (37) は、自己の被害の程度から 600 万円くらいが保険金としては妥当な額だと知りながら、暴力団の威力を利用してこれを上回る保険金を得る目的で、知り合いの全丁字家連合会系暴力団組員 (42) に保険会社との交渉を依頼した。その結果、約 1080 万円の保険金を得たものの、その報酬としての 180 万円の支払いに加えて、61 年 5 月、同組員から「休業補償など水増しして請求したんだ。俺が警察に言えば大変なことになるぞ」などと脅迫され、現金 550 万円を喝取された (北海道) (平成元年警察白書)。

<sup>65</sup> 市川昇「不動産競売入札の実務」司法協会発行 87 頁

の妨害、競売物件の占有<sup>66</sup>、総会屋<sup>67</sup><sup>68</sup>、共生者を使った証券市場における活動、共生者を使った特殊詐欺、強盗、保険金詐欺・・・

- ・みかじめ料（場所代<sup>69</sup><sup>70</sup>、公共工事<sup>71</sup>）
- ・違法行為（薬物販売、売春）。

(イ) 恐喝で暴力を金に換える。もっとも近時は詐欺が多い。詐欺の方が共生者を利用しやすいことと暴排条項違反による詐欺罪の積極的な適用による効果であると思われる。

(ウ) 代紋（上部組織の威力）と上納制度

上記最判が、「五代目山口組は、その威力をその暴力団員に利用させ、又はその威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とし、下部組織の構成員に対しても、五代目山口組の名称、代紋を使用するなど、その威力を利用して資金獲得活動をするを容認していたこと、②上告人は、五代目山口組の1次組織の構成員から、また、甲組の2次組織以下の組長は、それぞれその所属組員から、毎月上納金を受け取り、上記資金獲得活動による収益が上告人に取り込まれる体制が採られていたこと」と認定したとおりである<sup>72</sup>。

---

<sup>66</sup> 平成10年の警察白書：「平成9年中の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は79件で、平成8年に比べ24件増加しており、金融・不良債権関連事犯の捜査を強化した平成8年以降、増加傾向が続いている。このうち、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが、その大部分を占めており、暴力団等が金融機関の債権回収に絡んで不正に資金獲得を図っている状況が顕著にうかがえる。」

<sup>67</sup> 昭和39年、松葉会関係者は丸井今井デパート（札幌市）の株式を取得し、証券会社社長をして同デパートに対し一株250円程度の株を600円で買い取るよう要求し、もし600円で買い取らなければ松葉会の者がレクリエーションのつもりで株主総会に乗り込むと脅迫したとして、松葉会の常任総務中央支部長SS、松葉会顧問のSTらを恐喝罪で検挙した（第46回国会 参議院法務委員会 第36号）。

<sup>68</sup> 昭和49年警察白書：「関東、関西に本拠を置く広域暴力団の一部幹部が総会屋等に転身したり、あるいは総会屋等と結託しようとする動きがみられる。」。昭和55年警察白書：「総会屋のなかに占める組織暴力団員の数は年々増加の傾向を示し、昭和53年には約1,000人であったものが、54年には約1,200人に増加し、総会屋約5人に1人は組織暴力団員となり、総会屋世界における組織暴力団の支配化傾向はますます強まっている。」

<sup>69</sup> 昭和63年11月、山口組系暴力団幹部（48）が、富士山五合目で営業する写真業者に対し、みかじめ料の名目で金銭の提供を要求して、2年間で現金約500万円を喝取したとして、山梨県警により逮捕された事例がある（平成元年警察白書）

<sup>70</sup> 暴対法9条4号

<sup>71</sup> 広島県福山市では、かつて市西部を縄張りとする下森組が、公共工事を落札した業者に請負金額の1%を調整料として要求していた（平成14年11月22日付中国新聞）。広島県の解体業界においては、解体業者が「調整役」を通じて指定暴力団共政会に工事受注額の10%を上納することが慣例化していた（「シリーズ捜査実務全書7暴力団犯罪」東京法令出版10頁）。

<sup>72</sup> 平成7年8月に発生した京都府警察官誤殺事件の原審大阪高判平15.10.30は、誤殺事件当時、五代目山口組の直系組員は、舎弟、若頭補佐以上が月額150万円、若中が同65万円を各上納していたと認

このことを踏まえ暴力団対策法は、指定暴力団員は、その系列上位組織の威力を示して行う金品の贈与要求や下請け要求等を禁じている（9条）。これを行った場合、中止命令の対象となる。また、配下の者による威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。以下この条において同じ。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、指定暴力団の代表者等は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととしている（暴対法31条の2 民法715条の特別法）。

#### （エ） 抗争は暴力団の事業

上記最判は「暴力団にとって、縄張や威力、威信の維持は、その資金獲得活動に不可欠のものであるから、他の暴力団との間に緊張対立が生じたときには、これに対する組織的対応として暴力行為を伴った対立抗争が生ずることが不可避であること」を認定した上で、抗争賞揚制度の存在に触れ、「五代目山口組の下部組織における対立抗争においてその構成員がした殺傷行為は、五代目山口組の威力を利用しての資金獲得活動に係る事業の執行と密接に関連する行為というべき」と認定したとおりである<sup>73</sup>。

この最高裁判例を受けて暴対法に新設された31条は「指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為（凶器を使用するものに限る。以下この条において同じ。）が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定しているが、抗争が暴力団の事業であることを正面から認めた規定である。

#### （4） 抗争による害悪（5の伏線）

---

定した。平成19年警察白書には、山口組では二次団体組長は三次団体以下から上納金をもらい、五代目組長へ月100万円の上納金がブロックを通じ組長へ支払われ、組長へ年10億円を納めている図を掲載している。山口組の分裂後は、六代目山口組の上納金は60万円となり、神戸山口組の上納金は30万円であるという。平成5年警察白書は「ある大規模暴力団の一ヶ月の上納金の流れ」と題して、親分へ下部組織組長から5億2700万円を納められている図を掲載しているが、これは稲川会のように思われる。

<sup>73</sup> 例：柳川次郎は、昭和31年10月に仮出所したTと組み、暴力を武器に博徒系暴力団の利権を奪っていき、昭和33年2月、西成に事務所を置くS組系K組と抗争し、西成・松島一帯で売春を行う縄張りを手に入れた。そして、三代目山口組は、昭和35年に愚連隊明友会との抗争に勝利し大阪の暴力組織の30%を支配していた同会を壊滅させることにより大阪での確実な地位を有することとなったが（黄民基「奴らが哭く前に」幻冬舎161頁）、この事件で功績をあげた柳川次郎は、昭和35年10月、山口組の直参に昇格し、さらに各地で抗争を繰り返して、柳川組の勢力はピーク時に20都道府県、80団体、構成員2,000人に達した。

ア 上記のとおり暴力団同士の抗争は暴力団の事業である。

暴力団は、これまで数限りない抗争事件を起こし、これに市民も巻き込まれた。

平成3年5月1日に成立した暴力団対策法の制定のきっかけの一つに三代目旭琉会（沖縄県）と沖縄旭琉会（沖縄県）での抗争に市民が巻き込まれて死亡した事件<sup>74</sup>と五代目山口組と波谷組の抗争で山口組組員が一般市民を波谷組組員と間違えて射殺した事件等がある<sup>75</sup>。

当然、抗争に巻き込まれて殺害、負傷した一般市民が生命保険契約、傷害疾病定額保険契約の被保険者であれば、保険者は保険金受取人に保険金を支払うことになる。

イ 特定抗争指定暴力団

福岡県における道仁会の内部分裂から生じた道仁会と九州誠道会の抗争事件を踏まえ、暴力団対策法が改正され、特定抗争指定暴力団の指定制度が新設された<sup>76</sup>。制度新設後、道仁会と九州誠道会（浪川会）に対し特定抗争指定暴力団に指定された<sup>77</sup>。

この抗争について、福岡地判 6.5.24 の判示によると「道仁会は、福岡県久留米市に本拠地を置く暴力団組織であり、平成20年当時、約790人の構成員を擁していた。他方、九州誠道会は、かつて道仁会の構成員であったM、F、Gらが、道仁会における内部対立を理由に組織を脱退した後、村神を会長として平成18年6月に結成された暴力団組織であり、本拠地は福岡県大牟田市に置かれていた。九州誠道会の結成と相前後して、道仁会と九州誠道会は対立抗争状態に突入し、後に九州誠道会が解散して抗争が終了する平成25年6月までの間に、本件犯行のような銃撃殺人事件を含む47件の対立抗争事件が発生した。」ということである。

2013（平成25）年までに抗争事件が47件発生し、14名（一般市民を含む）が殺害され、負傷者は13名。このうち16件を検挙している<sup>78</sup>。

この検挙件数が多いと見るか、少ないと見るかであるが、少なくとも全ての事件について加害者が検挙された訳ではない。

---

<sup>74</sup> 平成2年9月、沖縄県で活動する三代目旭琉会が会長O派とT理事長派の2つに内部分裂し（富永派は沖縄旭琉会となる）、激しい抗争を起こした（第6次沖縄抗争事件）。この抗争に巻き込まれて平成2年11月22日に高校生1名が殺害され、翌日に警察官1名と通行人が殺害される事件が起こった。その後、高校生の遺族が組織のトップを被告とする損害賠償請求訴訟を提起し（那覇地判平8.1.23判タ942.166、福岡高那覇支部判平9.12.9判時1636.68）、通行人の遺族も同様の訴訟を提起した（福岡高裁那覇支部平14.12.5判時1814.104）。

<sup>75</sup> ジュリ 985号 11頁

<sup>76</sup> 暴力団対策法 15条の2 令和25年1月30日から施行された。

<sup>77</sup> 令和24年12月27日、福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県の各公安委員会が、道仁会と九州誠道会を特定抗争指定暴力団に指定した。平成25年6月、九州誠道会は福岡県警に解散届を提出したが、同年11月、その後に結成された浪川睦会に対し、九州誠道会に指定されていた指定暴力団や特定抗争指定暴力団の指定を継続させた。

<sup>78</sup> 平成25年における暴力団情勢 警察庁

特定抗争指定暴力団の規制により警戒区域においておおむね5人以上が集まることが禁止されたが、特にこの規制が組の資金源獲得活動に対し相当なダメージを与え、抗争終結に至ったとみられる。特定抗争指定暴力団と指定されることのダメージは暴力団にとって大きいといえる。

平成26年6月26日、道仁会と浪川睦会（九州誠道会）に対する特定抗争指定暴力団の指定が解除された。

現在、特定抗争指定暴力団に指定されているのは六代目山口組、神戸山口組<sup>79</sup>、池田組<sup>80</sup>、絆会であり<sup>81</sup>、全国の指定暴力団の、その構成員の36%がこの指定の対象となっている<sup>82</sup>。

#### ウ 特定抗争指定暴力団に対する一般事業者の対応

民間の事業会社、例えば電化製品のメーカーであれば、販売時にメーカー保証を行いまた、リコールを行う必要が生じた場合など、暴力団と一定の限度でかかわりを持たざるをえない局面がある。

そういった場合に、事業会社は、暴力団排除条例の観点から利益供与とならないよう内部統制を図っているところがほとんどであると思われる。

ところが、特定抗争指定暴力団に指定された暴力団については（現状は上記の4団体）、事業者は社員の生命身体の安全と天秤にかけ、修理対応も拒否をしているところが多いと思われる。

#### 特定指定抗争暴力団等の指定手続き

##### 指定の要件等

指定暴力団等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、暴対法第15条の2第1項に基づき、三月以内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（「警戒区域」）を定

<sup>79</sup> 令和2年1月以降、兵庫県警等の公安委員会が六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団に指定し、令和6年5月末現在、警戒区域は9府県、17市町と定められている。

<sup>80</sup> 令和4年12月、岡山県、兵庫県、愛知県、三重県の公安委員会が、神戸山口組から離脱した池田組（岡山）と六代目山口組を特定抗争指定暴力団に指定し、令和6年5月現在、警戒区域を4件4市と定められている。

<sup>81</sup> 令和6年6月13日、大阪府、兵庫県等6府県の公安委員会が6代目山口組と絆会を指定。

<sup>82</sup> 令和5年末の暴力団構成員数は10,400人。うち特定抗争指定暴力団の指定を受けている暴力団の、その構成員の人数は、六代目山口組3500人、神戸山口組140人、絆会60人、池田組60人であり、合計3,750人である。

<p>めて、当該対立抗争に係る指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定する。</p> <p>同条第2項により指定の期限の延長が可能。同3項により警戒区域の変更も可能。1乃至3項は同一組織内の内部抗争にも準用される（同4項）。</p> <p>公安委員会は、特定抗争指定暴力団と指定した警戒区域内に在る当該指定に係る暴力団事務所の出入口に指定を受けている旨を告知する標章を貼り付ける（同5項）。</p>
<p>特定抗争指定暴力団として指定されたことによる効果</p>
<p>特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員は、警戒区域における次の行為が禁止される（15条の3第1項）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務所を新たに設置すること。</li> <li>2 対立指定暴力団員につきまとい、又は対立指定暴力団員の居宅若しくは対立指定暴力団員が管理する事務所の付近をうろつくこと。</li> <li>3 多数で集合することその他当該対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為を行うこと（施行令2条：縄張内で営業を営む者に対し、暴力団の威力を示す行為とする、とされた）。</li> </ol> <p>同条2項により、暴力団員（その要求若しくは依頼を受けた者を含む）は、当該事務所の閉鎖のため必要な措置を講ずる等の場合を除き、警戒区域内に在る事務所に立ち入り、又はとどまってはならない。</p>

## 5 保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする約款上の解除について

### (1) 解除の要件の確認

ア 保険約款には、おしなべて反社会的勢力等に該当すると認められることを理由とする解除の規定が設けられている。規定ぶりは生命保険契約、損害保険契約ともほぼ同じであるが、保険者免責の範囲について若干の違いがみられる。

#### イ 解除の要件

(ア) 反社会的勢力を、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力と定義する。

(イ) 生命保険契約においては、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められることなど次のいずれかに該当すること（損害保険契約においては、保険契約者または被保険者のみ問題となる）。

- ㊦ 反社会的勢力に該当すると認められること。
- ㊧ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ㊨ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- ㊩ 保険契約者（生命保険の場合、保険金受取人を含む、損害保険契約の場合、被保険者を含む）が法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、

またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

- ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

ウ その他

(ア) 保険期間中に暴力団に加入したなどアの要件を満たすことになった場合も解除が可能。保険事故発生後であっても解除が可能。

(イ) 保険契約者に対する解除通知。ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または主契約の死亡保険金受取人に通知を行う。

(2) 保険者免責の範囲

ア 重大事由解除が行われた場合、反社会的勢力となった以降もしくは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（以下、反社会的勢力等）という場合、この両者を指す）になった時期以降に発生した保険事故について保険者は免責される。既に保険金を支払っていたときは、保険者は、その返還を請求することができる。

イ 重大事由解除が行われた場合、上記の範囲で保険者免責となる。ただし、生命保険契約の場合で保険金受取人を2人以上とする保険金にあっては、保険契約者や被保険者について反社会的勢力等に該当するとは認められず、保険金受取人のみが該当すると認められる場合で、反社会的勢力等に該当する保険金受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その受取人に支払われるべき保険金について保険者免責とする。

ウ 火災保険の場合、保険契約者や記名被保険者の1名が反社会的勢力等に該当すると認められ、重大事由解除が行われた場合でも、反社会的勢力等に該当すると認められない記名被保険者については、その者が受け取るべき保険金については保険者免責とならない。

また、家財条項に基づき保険金を支払うべき損害のうち、記名被保険者の親族が反社会的勢力等に該当すると認められない場合、その損害については免責とならない。

エ 自動車保険の場合、保険契約者や記名被保険者の1名が反社会的勢力等に該当すると認められ、重大事由解除が行われた場合でも、対人賠償責任条項または対物賠償責任条項に基づき保険金を支払うべき損害は免責とならない。ただし、反社会的勢力等に該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除く。

オ 車両条項に関し、保険契約者や記名被保険者の1名が反社会的勢力等に該当すると認められ、重大事由解除が行われた場合でも、反社会的勢力等に該当すると認められない被保険者については、その者が受け取るべき保険金については保険者免責とならない。

カ 人身傷害条項（傷害疾病損害保険）に関し、保険契約者や記名被保険者の1名が反社会的勢力等に該当すると認められ、重大事由解除が行われた場合でも、反社会的勢

力等に該当すると認められない被保険者については、その者が受け取るべき保険金については保険者免責とならない。但し、保険金受取人が反社会的勢力等に該当すると認められる場合は、保険者免責となる。

キ 解除は将来効であるため保険者は保険料の返還は要しない。しかし、保険者免責となる場合、解約返戻金を保険契約者に支払うものとする（保険法32条参照）。重大事由解除が必ずしも公序良俗違反といえず、民法708条の適用要件を満たすといひ難いからと推察される。

(3) 保険法における重大事由解除（30条、57条、88条）について

ア 山下友信「保険法(下)」有斐閣518頁には、保険法における重大事由解除に関し、「保険法の制定に当たっては、保険金の不正請求につながる道徳的危険の高まりに対して保険者が対抗手段を有することは保険の健全性を維持するためにも必要であること、従来約款による重大事由による解除では約款によることの限界から解除の要件および効果について必ずしも合理的な内容の定めとはいえない部分もあったこと、とくに損害保険会社の保険では、従前は不正請求対策として機能していた保険契約の告知義務および通知義務について、保険法では告知義務および危険増加の通知義務に関する規律を整備したことにより従前通りの機能が期待できなくなったことなどから、全ての保険契約類型に共通するものとして重大事由による解除権が法定された。」とされる。

また、①「保険法の規定する重大事由による解除は、解除事由のバスケット条項において、保険者の保険契約者等に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とすることを解除事由としていることから明らかなように、継続的契約における特別解除権の理論に立脚している。」が②「そればかりではなく、保険契約がその構造上、不正な利益を目的として悪用される道徳的危険を内在させており、道徳的危険が高まった場合には解除により保険者を保険契約の拘束から解放し、また解除前でも道徳的危険が高まった時以降に事故が発生したとしても保険給付義務を負わせないようすることが保険者の利益のみならず保険制度の健全性を維持することという社会的要請からも必要であるという保険契約特有の根拠にも基づくものと考えべきである。」とされる（①と②は筆者がつけた）。

一問一答は「①損害保険契約は継続契約であり、②保険事故の発生という不確定な事由により保険給付請求権の発生が左右される射倖契約であることから、契約当事者間の信頼関係が契約の大前提として強く求められ、保険契約者等の側がモラル・リスク事案のように信頼関係を破壊するような行為が行われた場合には、もはや当該契約関係を維持することができないものとして、保険者に解除による契約関係からの解放を認める必要がある」と説明する（①と②は筆者がつけた）。

要は、①継続的契約の一般論としての信頼関係維持・即時解除理論<sup>83</sup>、②保険契約は射倖性を内在しモラル・リスクを招来する危険性があることから、保険契約の存続のためには当事者間の信頼関係の維持が強く求められる、という点にあるといえる。

1号の保険金の不正取得目的での故意の事故招致、2号の保険事故発生の仮装等は信頼関係破壊の例といえる。

イ 保険法の重大事由解除は、告知義務違反解除、危険の増加を理由とする解除と異なり、除斥期間の定めがなく、因果関係不存在特則の定めがないことが特徴である。

ウ 30条、57条、88条の各3号のバスケット条項に照らし、有効な重大事由解除制度といえるためには、①保険者の保険契約者等に対する信頼を損なったこと、②当該保険契約の存続を困難とすることが必要となる。

要件について、重大事由解除制度が排除しようとした道徳的危険の内容を不正な利益を目的として悪用されるものと捉えると、保険金の不正取得の目的も要件として必要というように解釈することもありうるが、しかし、3号の事由は、当該解除権が保険者によって濫用されることのないよう、1号、2号に比肩し得る場合に該当するといえればよいと考えられる。

なお、1号、2号以外の重大事由解除に関する約款規定として「他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。」を設ける約款もある（三井住友海上 普通傷害保険契約 傷害保険普通保険約款11条<sup>84</sup>）。

この点に関し、一問一答は、保険契約者側に明らかな信頼関係を破壊する行為が行われており、保険契約関係としても極めて不自然な状態に陥っているといえる。このような場合には、個別の事案の事情にもよるが、保険者に保険契約関係からの解放を認めることが適当である。一般的には重大事由による解除が認められる可能性が十分にある、という<sup>85</sup>

ところで、不正な保険給付目的の存在の認定においては、同種の他の保険契約、重複保険契約の内容及びその数、保険料と収入の均衡、(医療保険の場合)入院の原因となる疾病の有無及びその内容、入院の時期、期間、回数等の事情が重要である

---

<sup>83</sup> 民法628条 当事者が雇用の期間を定めた場合であっても、やむを得ない事由があるときは、各当事者は、直ちに契約の解除をすることができる。この場合において、その事由が当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う。

<sup>84</sup> ニッセイの生命保険契約も「他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされる恐れがある場合」を保険者免責事由とする。

<sup>85</sup> 100頁

と整理されるが<sup>86</sup>、これと重なり合うところがあり、実質的に不正な保険給付目的の要件が課せられているのと同様といえる場合もある。

しかし、この考えを暴力団排除条項解除の場面等で一般化するべきではなく、やはり不正な保険給付目的の要件は不要である。

(4) 保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする約款上の解除は保険法 30 条 3 号の要件を満たすか。

ア ① 「保険者の信頼を損なった」という要件について、「反社会的勢力に属する者が旧来、保険金詐取等の犯罪行為に関与することが通常人に比べて極めて高いと判断できることから、将来、保険金の不正請求に関与する蓋然性も相当に高いと考えられ、反社会的勢力に属すること自体に保険金不正請求を招来する高い蓋然性があることをもって信頼関係が破壊されたと考えることは、モラル・リスク排除を念頭に置く重大事由解除の趣旨に反するものではないとする見解がある（藤本和也「暴力団排除条項と保険契約」保険学雑誌 621 号（2013 年 99-100 頁）。

反社会的勢力に属すること自体に保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある、とするのは、これまでの実例から考えると<sup>87</sup>、至極最な見解である。ただ、それで「保険者の信頼を損なったこと」といえるかとなると、この点に疑問を呈する向きにも理由はある。

イ この問題をクリアーするために、保険契約者となろうとする者に対して表明保証を求め、これに反すれば「保険者の信頼を損なった」といえると考える。すなわち、損害保険会社、生命保険会社は、その HP 上や保険商品のパンフレットなどで、暴力団を中心とする反社会的勢力及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者（反社会的勢力等）との取引をしない、という宣言をした上で、個別の保険契約の締結に当たり、保険契約を申し込もうとする者に、保険契約者、被保険者、保険金受取人が反社会的勢力等に該当せず今後もそれに該当しないことの表明保証を求めるのであり、その表明が虚偽であったこと、その後、反社会的勢力等になった場合は、「保険者の信頼を損なったこと」といえると考える。保険

---

<sup>86</sup> 加藤新太郎・高瀬順久・出張智己「保険裁判実務の重要論点」第一法規 520 頁

<sup>87</sup> 保険金詐欺は、昔から一定程度存在し、人口比で 0.06% を占めるにすぎない暴力団勢力が、平成 18 年から 20 年までの 3 年間において生命保険金詐欺検挙人員の 42.9% を占めている状況である（清野憲一「暴力団排除条項のフロンティア」MS&AD 基礎研 REVIEW10 号 59 頁）。

<sup>88</sup> 保険金詐欺として有名な事件にラベンダー事件がある。これは 1990 年代前半、北海道旭川市を中心に複数の不審火が発生し（90 年から 93 年の 4 年間位 155 件。これはほかの地区の不審火の 2 から 4 倍の頻度）、暴力団関係者が関与する一大詐欺事案であることが判明したものである（「わが国における保険金詐欺の実態と研究」損保協会 2008 年 4 月）。

当職が保険会社 5 社の代理人となり、「被害者等」へ支払い済み保険金の回収手続きを行った偽装事故作出による保険金詐欺事案は、摘発事案 11 件、関与者のべ 50 名強、支払保険金総額は約 2 億 5000 万円であったが、検挙後に、加害者のトップに暴力団員がいたことを知った。

代理店との兼ね合いがあると思うが、表明保証を受けることは、折に触れ行なわれる契約者に対する保険契約の内容の確認作業の中でも、可能であると思われる。

なお、暴力団排除条項と表明保証については、6（1）で説明をする。

ウ そして、ここで重要なのは、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある者は反社会的勢力自体ではないことである。それゆえ、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある者については、「保険金不正請求を招来する高い蓋然性がある」という立法事実は証明されていないといわざるを得ない。したがって、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある者を排除する現行の約款と表明保証を伴わない運用は、①の要件の該当性に疑問を呈される向きにも理由がある。

それゆえ、そもそも、保険契約を申し込もうとする者に、保険契約者等が反社会的勢力等に該当せず今後もそれに該当しないことの表明保証を求める理由が、取引社会において重要題目である暴力団との端的な取引遮断であり、利用者対策なのである。保険契約者や被保険者が暴力団であることをもって保険事故発生の危険に関するものと捉えることは難しいが、ことの重大性は告知義務違反と同程度以上といえる。それゆえ、表明保証に反したことは、「保険者の信頼を損なう」の要件に結び付くものといえる（詐欺取消にも該当しうる）。

結局、「保険者の信頼を損なう」の要件をあえて保険契約者、被保険者、保険金受取人に反社会的勢力がなった場合の想定されるモラル・リスクに引き付けて説明をする必要はないと考えるが、表明保証を求める理由（自由意思に基づく取引排除）と表明保証の運用により①の要件の該当性を充足できると考える。

エ 暴力団排除条例との関係

表明保証に関し、多くの損害保険会社、生命保険会社の本店が存在する東京都の暴力団排除条例との関係を確認する。

東京都暴力団排除条例 18 条 1 項は「事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする」と規定する。警視庁は、その HP に、東京都暴排条例 18 条の運用に関し「事業者は、契約を締結する場合には、契約の相手方が暴力団員であるか否かを必ず確認しなければならないのですか？」という問いを置き、「この規定については、努力義務規定であり、例えば、スーパーやコンビニで日用品を売買するなど、通常、一般的に取引の相手方について身分を確認しないような場合についてまで、あえて相手方の確認をするよう求めるものではありません。」という回答を設けている。

この見解を踏まえて保険契約を見るに、保険契約は、被保険者の危険の測定のため被保険者の特定を強く求める契約であるから、警視庁のいう例外には当たらないであろう。そうすると、表明保証を求めない現状の保険契約の採用時の運用シス

テムは、東京都暴排条例に規定する努力義務に沿うものといえないであろう。

オ ②の点は、1、2、3で論じたところからすれば、取引社会から暴力団を排除し、取引を遮断する理由は、利用者排除であり、社会的合意に他ならない。したがって、暴力団と契約をすることは契約継続を困難とする事情に該当するといえる。

#### カ 附言

政府指針や保険会社向けの総合的な監督指針で保険会社が反社会的勢力との一切の関係を排除することが求められているから、契約継続が困難という説明も可能だと思う<sup>89</sup>。

しかし、それは本質を捉えた説明ではないと考える。契約継続が困難な根拠は、自らが暴力団と取引をしないと決めたことであり、これを怠れば日本社会において暴力団の存続を認容することにつながるから、暴力団との取引謝絶という決断は極めて正当なことであり、契約継続が困難なのは、それを他の社会の取引単位とこれに反した場合には制裁を受けることも含め合意をしたことにある。信義則が他人との関係で論じられるとすれば、契約継続が困難な根拠の一つに契約締結の自由（民法521条）に求めることも可能であろう。

(5) 保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする約款上の解除条項の根拠を30条3号によらないとすることは可能か。また、解除に遡及効を及ぼすことは可能か。いずれも可能であると考ええる。

ア これまで説明したところから保険契約からの暴力団排除社が合理的なものとして承認される以上、あえて保険法30条3号にその根拠を置く必要はないと考える。保険法30条3号にその根拠を置かないとすると解除の適法性を考えるに当たり「保険者の信頼を損なう」の要件は必要とされないことになる。そうすると、現行の運用のように表明保証を求めなくとも保険契約者等が反社会的勢力等であるという属性要件のみで解除は可能であると考ええる。

山下友信「保険法（下）」有斐閣509頁は「保険法の解除権の脱法であれば格別、多様な保険取引において法定の解除権以外の保険者の解除権を約定する必要があるものであり、一概に解除権の約定が認められないというような解釈をするべきではない」といい、同533頁は「保険法の規定するもの以外の解除事由を定めることも合理的な理由と必要性があるのであれば排除されないと考えるべきである」という。

保険法の脱法という点に関し、例えば、保険法が、告知義務を危険に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものに限定し（4条、37条）、告知義務違反を理由とする解除の要件として、保険契約者の不告知等が保険契約者の故意または重過失を掲げ（28条1項、55条1項）、また、除斥期間を置き（28条4項、55条4項）、因果関係不存在の場合、保険者免責としないこと（31条2項1号）としてい

---

<sup>89</sup> 藤本和也・前掲100頁

る。

「信頼を損なう」の要件を必ずしも具備しない状況で、危険に関連しない事柄を理由とする解除が保険法の脱法となるかという問題が生じうるが、上記に説明した状況から、表明保証を求めなくとも、保険契約者等が反社会的勢力等であるという属性要件のみで解除をおこなうことは、脱法とはいえないと考える。

イ 保険契約の解除は将来効である（保険法31条1項59条1項88条1項）。重大事由解除制度に基づき解除を行った場合は、重大解除事由が生じた時から解除がされた時まで発生した保険事故による損害については免責とされる（2項3号 遡及効がある）。

保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする約款上の解除条項の根拠を30条3号によらないとすると、保険法31条2項3号等は直接適用できないことになる。

しかしながら、保険契約から反社会的勢力等を排除する趣旨に鑑みれば、遡及効を認めるべきである。表明保証を受ける運用がされていれば、詐欺と見做されるし、詐欺の場合取り消しを主張すれば最初から保険契約はなかったことになるから（しかし、保険料返還義務を負担しない。保険法32条1号等）、これに準じて処理することが可能であると考える。

#### （6）排除対象と主張内容・立証方法

ア 暴力団 暴対法に定める暴力団員（指定暴力団に限られない）

都道府県警に対し、暴力団員であるかどうかの照会を行うことで暴力団該当性の情報を得られる。但し、情報の受領者は、コンプライアンスオフィサーに限られる。暴力団該当性の情報を得た場合、その者は暴力団に該当する者との契約の解除を行う場合でなければ情報提供は行われぬ。情報提供後の報告も求められる<sup>90</sup>。

イ 5年以内要件

起算点は、いつか。本部がある警察署へ引退届を提出すれば、暴力団員でなくなったという起算が開始されるのか。例を踏まえて考えてみる。

例：保険契約を締結しようとする者が、「私はC組内D組々員として活動をしていましたが、平成20年7月にC組内D組から破門されており、翌平成21年春頃には京都刑務所から離脱届を提出して本部で受理されてる筈なのです。西成署及び大阪府警本部にも離脱届を提出して受理されているとの話を刑務所で確認を取って貰っています。」と伝えてきた場合<sup>91</sup>。

偽装破門がありうるので、破門の回状が出回っていても、それで暴力団でなくなっ

<sup>90</sup> 暴力団排除条例が全国都道府県で施行が完了した2か月後、警察庁は、平成23年12月22日付で暴力団排除等のための部外への情報提供について通達を発出した。平成25年12月19日に新たな通達が発出されたが、平成23年の通達と大きくは異ならない。

<sup>91</sup> 大阪地判令3.10.7の事例を参考にした。

たと扱うのは相当ではない。少なくとも反社会的勢力のホワイト化<sup>92</sup>を進める暴追センターの審査が必要であろう。

#### ウ 暴力団準構成員について

使いにくい要件である。令和5年版警察白書において、暴力団準構成員等とされている。警察が照会者を暴力団準構成員である旨を回答してくれるのであれば、暴力団準構成員該当性により、解除を行ってもよい。しかし、實際上、暴力団準構成員という情報提供は慎重に行われることから情報提供は期待できない。①から⑤までの要件に該当する資料を収集して排除を行う方が実務上容易といえる。

#### エ 密接関係者、共生者

①から⑤までの要件に該当するは密接関係者、共生者である。

動産の場合、リコールが発生した場合の当該動産の所有者への対応や販売時の1年間の保証契約の履行のように、契約上、かかわりを持つことが避けられない場合があるからこの場合は該当しない。また、暴力団と双務契約を締結している者というだけでは、この要件に該当しないが、対価関係に立つ債務の履行を超えたサービスを行う者については、「不当」に利用していると認められることがありうる。

オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるものについては次に論じる。

### (7) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるもの

ア これは行政からの排除から来ている。これらの者は反社会的勢力ではないから、端的に利用者対策であり、これを取引社会から排除し制裁を与えることを社会全員の相違により承認することが暴力団対策の一番の眼目といってよい。

#### イ 沿革

公共工事からの排除

#### ウ 要件

(ア) 特定の暴力団員（反社会的勢力）の事務所名・氏名が判明していること。

(イ) 契約の相手方がその暴力団員と一定の関係があること。但し、「一定の関係」に基本的に親族関係を除くものと理解すべきである。理由は後述する。

(ウ) その一定の関係が「社会的に非難されるべき関係であること」が必要である。

#### エ 「社会的に非難されるべき関係であること」の一般的判断基準

ここで排除されるのが「社会的に非難される関係」ではないこと（文言上の理由）、また、特別解除権の根拠である民法628条本文「やむを得ない事由」をして「その

---

<sup>92</sup> 暴対法28条1項「公安委員会は、暴力団から離脱する意志を有する者（以下この条において「離脱希望者」という。）その他関係者を対象として、離脱希望者を就業環境に円滑に適応させることの促進、離脱希望者が暴力団から脱退することを妨害する行為の予防及び離脱希望者に対する補導その他の援護その他離脱希望者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるものとする。」

事由の存するに拘わらず雇用契約を継続せしむることが、一般の見解上著しく不当又は不公平なりと認むべき事実」の意味と解釈されていることからすると<sup>93</sup>、判断基準は取引社会の一般的通念と解釈される。

そうすると、例えば、マスコミ報道の内容が、契約の相手方と暴力団との関係について非難をするものだとしても、そのマスコミの報道が偏向的で取引社会の一般的通念と異なる場合もありうる。

したがって、マスコミの報道内容は、社会通念を知るための資料となりうるが、そのみをもって直ちに特定の暴力団員との一定の関係が「社会的に非難されるべき関係」と認められるということにはならない。

逆に、マスコミにおいて何ら非難報道がされていないからといって、その関係は未だ「社会的に非難されるべき関係」になっていないと解釈し、取引を謝絶しないという結論を導くことも不当である。

オ 社会的に非難されるべき関係であると判断する要素

- (ア) 関係が始まった時期
- (イ) 関係が始まった原因
- (ウ) 暴力団と顧客との間であったエピソード

といった要素から判断すべきであるが、要は、利用者排除が眼目なのだから、暴力団の資金源獲得活動に助力を行っているか、暴力団の勢力の維持に助力を行っているかということがポイントとなる。

カ 具体例

警視庁の見解（ホームページから）			
単に次のような状況，境遇にあるということだけでは非該当		非難されるべき関係を有していると認められる者	
A	暴力団員と一緒にゴルフに行った。	a	相手方が暴力団員であることを分かっているながら，その主催するゴルフ・コンペに参加している場合
B	暴力団員と一緒に飲食をしていた	b	相手方が暴力団員であることを分かっているながら，頻繁に飲食を共にしている場合
C	暴力団員と交際していると噂されている	c	誕生日会、結婚式、還暦祝いなどの名目で多数の暴力団員が集まる行事に出席している場合
	暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際している		

<sup>93</sup> 鳩山説 新版注釈民法(16)108頁

	暴力団員と一緒に写真に写ったことがある		
D		D	暴力団員が関与する賭博等に参加している場合

(ア) A のゴルフプレイに関し、暴力団がゴルフを主催している場合には、コンペにおいて威力と代紋を示した暴力団の示威行為を行い、コンペ参加料と称して相当額の金銭を徴収することが可能である。仮にこのコンペ参加料の金額がプレイ代とコンペ景品代に見合わない程度に高額な場合、その差額は暴力団のものとなり、資金源獲得活動となりうる。

それゆえ、a については、「暴力団（反社会的勢力）に対し資金等を供与し、または便宜を供与する等の関与をしている」と密接関係者と認められる場合もある。少なくとも反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあると認められるであろう。

平成 18 年に五代目山口組 G 組組長が開催した誕生日コンペ&パーティに有名大物芸能人が多数参加した<sup>94</sup>。人気芸能人とゴルフを一緒に回することは主催者にとって一種の自慢であり、暴力団の代紋の示威行為の幫助をなしたものといえる側面がある。それゆえ、芸能人がプレイ代を支払っていない場合は、芸能人と暴力団との間に契約書がなくとも、芸能人の仕事といえる側面があるから（取引が行われた）、このパーティに参加した芸能人は社会的に非難されるべき関係にあるといえることができる。

ただ、代紋の示威行為もなく、コンペ参加者がプレイ代しか支払っていないという事実が立証されれば、社会的に非難されるべき関係とはいえないであろう。しかし、この「ない」ことの立証は容易ではない。

(イ) C について、「暴力団員と幼なじみの間柄という関係のみで交際している」場合は該当しないというが、飲食の高裁については、完全割り勘以外にこれは避けるべきであるし、「交際」というのも近所付き合いとか自治会での付き合いとかそういった範囲に限定されるべきであろう。

c については、暴力団員が取り仕切る何かの会に参加をしたということであるが、誕生日名目や結婚名目での祝儀を支払い、それが暴力団へ流れていけば、義理がけという一種の資金源獲得活動であり、当然排除されるべきである。

(ウ) D について、暴力団員が関与する賭博開帳に参加するということは、賭博罪に該当する犯罪行為である。胴元である博徒に対する資金援助となり、明確に暴力団の活動を助長するものであり、排除されるべき行動である。

これは「暴力団（反社会的勢力）に対し資金等を供与し、または便宜を供与する

<sup>94</sup> 後藤忠政著「憚りながら」宝島社文庫 83 頁

等の関与をしていると認められる」として排除するのが直裁であると思われる。社会的に非難されるべき関係というような軽いものではないと思われる。

#### (エ) 暴力団員の配偶者

この点に関し、暴対法は国及び地方公共団体に対し、指定暴力団員と生計を一にする配偶者（事実婚を含む）について公共工事等の入札に参加させないようにするための措置を講ずることを要請する<sup>95</sup>。

この趣旨は、暴力団員の妻が、夫である暴力団員の資金源獲得活動に協力する実態、もしくは隠れ蓑になる実態を踏まえ、公共工事からの反社会的勢力の排除の実が上がるようにする点にあると考えられる。

そうすると、少なくとも夫の暴力団員の資金源獲得活動が合法であれ違法であれ、夫のビジネスに使用されることを知ってその名義を貸した場合は、共生者として反社会的勢力に認定すべきである。

それ以外は、基本的に反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるとはいえないであろう。

#### キ 岡山地判平 29.8.31 の事例

これは会社が損害保険契約（A I U）、生命保険契約（大同生命）を締結していた事案であるが、保険契約者である法人の代表者 A が、「平成 27 年 8 月 8 日には、D に対し、本件傷害事件で E が逮捕され罰金刑を受けたことに因縁を付け、迷惑料名目で D に対する工事代金の支払を免れようと企てたのである。A が、このように暴力団会長である E の属性と威力を借りる行為に出たことからすると、A 及び E の関係は、もはや単なる中学時代の知人同士という幼なじみの人間関係の延長線上にあるものとはいえず、社会的に非難されるべき関係と評価すべき域に達するものと解するのが相当である。したがって、A は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。よって、原告には本件排除条項の適用事由があり、被告大同生命及び被告 A I U による本件解除は有効といえる。」と判示した。

暴力団会長である E の属性と威力を借りて、保険契約者の代表者がその債権者に対して債務免除をさせようとしたのだから、これを反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係に当たると判断したことは正当であるといえる。

#### カ 排除の期間

反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係というのは、文言上、現在の関係を

---

<sup>95</sup> 暴対法第 32 条 1 項 国及び地方公共団体は、次に掲げる者その行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一指定暴力団員

二指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

表す。だが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を裏付ける事実は過去のことであり、そこには時間的な間隔がある。

この点、地方公共団体が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している業者に対し、入札要綱に基づき入札参加除外措置を講じた事案において、措置時点において暴力団と密接な関係にあったと評価可能な事実があった場合においては、その後、当該暴力団員と絶縁したと認められない限り、現在まで、暴力団と社会的に非難されるべき関係にあると事実上推認することができる」と判示した裁判例がある<sup>96</sup>。

この事実認定方法は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係についての立証の困難さがあることを考えれば妥当なものと考えられる。

なお、暴力団員と社会的に非難されるべき関係者を排除することの先駆けである大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱措は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる等の場合で当該認定をした日から1年を経過した期間に限り排除することとしている。

様々な考え方がありうるところであるが、暴力団員と社会的に非難されるべき関係があると証明する証拠があった場合、1年ないし数年間程度は取引を拒絶すべきであり（上限は5年か）、ただ一定年数を経過すれば基本的に喪はあけ、保険契約の契約者となろうとする者が、そういった関係が改善されたという合理的な資料を提出すれば、暴力団員と社会的に非難されるべき関係にはないという考えもありうる。

いずれにしても反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にある者として解除を行う場合、排除の期間は、反社会的勢力その者である場合に比して短期間にならざるをえない結論が生じうる。

こういったことから考えると、保険者が解除の理由として、①まず暴力団構成員であるかどうか、②次に密接関係者（共生者）であるかどうか、③最後に反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるかどうかの順で判断していく必要がある。密接関係者であるのに、反社会的勢力と社会的に非難をされるべき関係にある者であることを理由として解除を行うのは、利用者排除の観点からは、妥当ではない。

#### （8）保険者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるとされる場合の保険者の行動準則

保険者が、保険契約を申し込もうとする者が暴力団構成員であることに気が付かずに、生命保険契約や傷害疾病定額保険契約を締結したり、暴力団構成員を被保

---

<sup>96</sup> 大阪地裁平成22年8月4日決定及び大阪高裁平成23年4月28日決定 公刊物未搭載

険者とする生命保険契約を締結したり、暴力団組長や暴力団構成員が取締役となっている法人が所有する建物を保険目的物とする火災保険契約を締結してしまった場合、後日、ことに気が付いたが、この取引関係を即時排除しない場合、保険者はどういった扱いを受けるか。

これを放置した場合、暴力団を利するものとして、保険会社は、監督上の規制はもちろん、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるものとして、銀行取引が停止されることになるなどあらゆる取引から排除されることになる。

保険会社の取締役は、保険契約者等が反社会的勢力等であることを認識した場合、速やかに排除（解除）ができるシステムを構築しておく必要がある。

## 6 契約締結時の排除と免責事由の追加

### (1) 表明保証の取得の必要

ア 先に論じたように保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする解除規定について、重大事由解除の一つとして捉える場合は、保険法30条3号、57条3号、86条3号の「信頼を損な」う要件を満たすため、保険契約締結時に保険契約を申し込もうとする者に、保険契約者、被保険者、保険金受取人が反社会的勢力等に該当しないことを表明させ、保証をさせることが必要と思われる。

他方で、保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする解除規定が重大事由解除とは別の根拠に基づくものと考えた場合でも、表明保証は不要と解釈できると考えるが、しかし、表明保証のメリット・機能に照らし表明保証は必要であると考える。

イ 保険契約以外の契約では、表明保証は暴力団排除条項とセットであり、セットで行うことで、暴力団排除条項の予防機能が十全に果たされると考える<sup>97</sup>。

もともと契約における暴力団排除条項は、相手方が暴力団と知らずに取引をした場合に、暴力団と取引をしないという一方当事者の動機を明示することにより、錯誤無効（取消）、詐欺取消を容易にするためのものであった。

そして、暴力団排除条項を設けることで、事態が判明した時点で速やかな解除主張が可能となるので、取引先が暴力団であることを知り、速やかに対応を行った当該金融機関が、犯罪の幫助を行ったと誹りを受ける心配や、当該事業者が暴力団に対して利益を供与したと評価されるような心配をなくし、安心して経済活動に専念できるメリットがある。

ウ そこに、表明保証の考えが及んできた。「表明保証とは、契約の一方当事者が相手方当事者に対して、特定の時点において、一定の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものである。表明保証という概念は（略）英米法における

---

<sup>97</sup> 平野謙、藤内健吉「暴力団排除条項」NBL921.34

Representations and Warranties の訳語が表明保証である。現在では日本においても、株式譲渡契約、事業譲渡契約その他の M&A 取引に関する契約に表明保証条項が規定されることが一般的である。「買主は、自らが行うデューデリジェンスによって判明した情報に加え、売主が表明保証を行う対象会社等に関する一定の事項が真実かつ正確であることを前提に、取引実施の可否や株式譲渡価格を決定したうえで、株式譲渡契約を締結することが一般的である<sup>98</sup>」。また、「表明保証は、「特定の時点」において、一定の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証するものであるが、株式譲渡契約においては、「特定の時点」を株式譲渡契約の締結日及び株式譲渡の実行日とし（略）両方を基準日とする表明保証を行うことが一般的である。」とされる<sup>99</sup>。

暴力団排除条項に表明保証を重ねることは、表明という概念で積極的に取引の相手方に通知する事項を明確にし、また、保証という概念を用いることで、排除の範囲を、契約締結時のみならず、契約終了時まで広げることが可能となった意義があったものと思われる。

エ 保険契約を申し込む者に表明保証を求めることは、先に述べたように保険契約者等が反社会的勢力等であることを理由とする解除を重大事由解除制度に基づくものとする場合も、そうでない場合も必要なことと考えるが、さらに、保険者が反社会的勢力等との取引を遮断するスタンスに立つことを明確にすることとなる。

そして、事実上のメリットとしては、詐欺罪として立件が容易になることがある。刑事事件となれば、刑事記録を活用できるから、保険契約者等が反社会的勢力であることの立証が容易になる。

また、保険契約の締結は、保険代理店、団体保険契約の団体を介して行われることがあるが、保険代理店経由の場合、表明保証の実践は、告知義務の履行と同様、保険代理店において行われることになる。保険代理店は、保険者から独立した事業主であり、その監督は必ずしも容易とは思われない。だが、表明保証を自ら取り付けた保険代理店に対しては、保険者としては、暴力団排除を実施してもらうことが容易になると思われる。

## （２）免責事由の追加

### ア （重大事由）解除制度の問題点

保険法が定める重大事由解除制度によれば、保険契約者や被保険者、保険金受取が反社会的勢力等に該当したとしても、直ちに保険者免責とならない。保険契約を解除するというステップを踏む必要がある。

もちろん、保険事故が発生する前に保険契約を失効させることは重要な意味があ

<sup>98</sup> 稲田行祐・高 賢一・梶原俊史「表明保証保険の実務 第2版」金融財政事情研究所1頁

<sup>99</sup> 「表明保証保険の実務 第2版」22頁

る。保険事故が発生し、保険金請求権の請求原因事実が整った場合、被保険者、保険金受取人がこの債権をやすやすと放棄するとは考えられない。したがって、保険事故が発生する前に保険契約を失効させておく必要性は極めて高い。

また、傷害疾病定額保険契約においては、被保険者の傷害・疾病という保険事故が生じて、保険契約は終了しないから、保険者を保険契約から解放する必要性が高い。

しかし、生命保険契約の場合、被保険者死亡という保険事故が発生した場合、保険契約は終了する。そうすると、既に終了した契約を解除することがそもそも可能なのかという疑問が生じる。同様に、火災保険も保険目的物である建物が全損となれば火災保険契約は終了する。

先に見たとおり重大事由解除制度は、保険契約当事者間の信頼関係を著しく破壊する保険契約者側の行為がある場合に保険者を保険契約から解放することに主眼があると説明されるが、保険契約が終了している場合、残されるのは保険者の保険給付債務のみであってもはや契約からは解放されているから、端的に保険給付債務の消滅の是非を判断すれば足りると思われる。

このように考えると、生命保険契約と火災保険契約については、重大事由解除後の保険者免責とは別に反社会的勢力に対する保険給付が行われないようにするために、約款規定において、反社会的勢力等に保険者免責の規定を設けた方が合理的である。

具体的には、保険契約を申し込もうとする者に対し、反社会的勢力等ではないことを表明させ保証を求めた上で、保険事故発生後に反社会的勢力等であることが判明した場合、保険者の免責を認めるという免責規定を設けることになると思われる。

## イ 抗争免責

(ア) これまで論じてきたのは、反社会的勢力との取引遮断の観点からの保険業界の取り組みである。

だが、先に見たように暴力団の対立抗争が一般市民の生命を奪ってきた事実を考えたときに保険業界として行うべきことがあるように思う。暴力団の抗争は、市民の平穏生活権（生存権）を侵害するものであって許されないものである。こういった事実を踏まえて最二小平や暴対法31条の2は「抗争」は暴力団の事業と位置付けた。抗争は暴力団活動そのものだから、暴力団があるところに抗争は不可避といえる。

ところで、先に紹介した最二小平判平16.11.12が、抗争が暴力団の事業であると認定した理由に暴力団の賞揚行為を挙げている。すなわち、「五代目山口組においては、下部組織を含む甲組の構成員全体を対象とする慶弔規定を設け、他の暴力団との対立抗争に参加して服役した者のうち功績のあった者を表彰するなど、その資金獲得活動に伴い発生する対立抗争における暴力行為を賞揚していた」と認定した部分である。

この判例の後、平成 20 年 8 月に改正された暴対法は、30 条の 5 を設け、指定暴力団員が対立する指定暴力団員や暴力団事務所に凶器を使用した暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該暴力行為を敢行した暴力団員に対し暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労する目的で金品等の供与をすることを禁止する。中止命令の発出の対象となり、期間を定めて、当該金品などの供与をしてはならず、又はこれを受けてはならない内容の命令となる。中止命令の名宛人は当該暴力行為を行った暴力団員と暴力団員が所属する組織である。

賞揚行為の具体的な例として、平成 22 年 12 月、六代目山口組総本部長（組織内で No.3 とされる）である二代目 T 組組長 I が逮捕され、平成 23 年 3 月、懲役 10 ヶ月執行猶予 3 年の刑が確定した事案がある。罪となるべき事実は、暴対法の中止命令に従わず T 会幹部を射殺し服役していた組員の内縁関係にある女に対し現金 390 万円を渡したというものである。この女の口座には少なくとも 2435 万円が振り込まれたと報道されている<sup>100</sup>。

- (イ) 抗争と保険者免責を考えるにおいては、先に説明した特定抗争指定暴力団の指定制度の活用が考えられる。抗争は暴力団の事業であるが、特定抗争指定暴力団としてされた指定暴力団は、抗争の具体的な危険がある。この立法事実は保険免責に援用すべきであり、また、援用できないであろうか。

考えてみると、抗争により暴力団員である被保険者死亡や被保険者の傷害という保険事故が発生した場合、また、暴力団の住居や暴力団事務所という建物への銃撃、爆破、放火、トラック突入等による損壊といった保険給付事由が生じ、こういった場合に、保険者が保険金受取人や被保険者に対して保険給付を行うとなると、端的に抗争という暴力団の事業を幫助することになる。

それゆえ、抗争中に発生した保険事故を理由に保険金を支払うことは、暴力団の事業を幫助することとなるから、保険者免責とすべきといえると考ええる。

- (ウ) この場合、保険金受取人が反社会的勢力ではないケースでも免責とすべきか（保険契約者及び被保険者が反社会的勢力であることはその前提）。

このケースについて、福岡高判平 26.1.26 は、「控訴人は、暴力団員を加入者とする本件各共済契約は、控訴人の共済事業に対して、抗争による負傷・死亡を原因とする経済的不利益を転嫁することを許すものであり、保険契約者兼被保険者の実際の加入の経緯からもそのような目的が推認されるのであるから、本件各共済契約は公序良俗に反すると主張する。しかし、仮に保険契約者兼被保険者が暴力団員であるとしても、これまで共済掛金の支払いを継続して行っていたものであるし、共済金受取人も暴力団やその関係者ではなく、保険契約者兼被保険者の子であり、何ら暴力団を

---

<sup>100</sup> 山口組ナンバー3 逮捕 暴力団対策法違反の疑い - 日本経済新聞 (nikkei.com)  
山口組ナンバー3 到有罪判決 抗争慰労金で大阪地裁 - 日本経済新聞 (nikkei.com)

援助、助長するものではなく、経済的不利益を控訴人に転嫁するものということではできない。控訴人の主張は採用できない。」と述べたが、この考えによれば、このケースでは、保険者免責は否定的となろう。

福岡高裁は、対立する道仁会系暴力団構成員による刺殺であったことが確定した場合であっても、請求を認容するものと思われるが、福岡高裁判決は、ここで述べている暴力団の他団体との抗争は暴力団の事業であるという視点が抜けており不当である。

古いデータであるが、昭和48年中に暴力団構成員によって殺害（傷害致死を含む。）された者の数は153人であり、このうち暴力団構成員以外の一般人は105人であった<sup>101</sup>。つまり、殺害された暴力団員は48人ということになる。

これら暴力団員が、被保険者となる生命保険契約がある場合、保険金は支払うべきなのだろうか。抗争により死亡した場合、受取人が妻や子であっても、保険金が払われるようなことがあれば、暴力行為を敢行した者が心置きなく暴力行為の目的を達成することを助長することになり、その意味での賞揚行為となりうるから、保険者免責とされるべきである。

抗争中の死亡は、暴力行為の対象となった結果ということが多いが、場合によっては、暴力行為に失敗しターゲットから反撃を受け、死傷することもある<sup>102</sup>。

#### (エ) 保険法との問題

改正前商法680条1項1号は、被保険者の決闘その他の犯罪または死刑の執行による死亡を法定免責事由としていたが、保険法では法定免責事由としていない。その理由は、「生命保険はもともと遺族補償のためのものであることから、被保険者の犯罪等による制裁は被保険者本人に対して科されるべきであり、これによって保険者が免責となり、結果的に被保険者の遺族等が不利益を受けることになるのは相当ではないなどの指摘が従来からされていたこと、規定の文言上、どのような犯罪行為が免責の対象となるのか必ずしも明らかではないこと、保険者の免責の規定は任意規定であるため、これを免責事由とするかどうかは個々の保険契約の定めによれば足りることなどから法定の免責事由とはしていない」と説明されている（一問一答Q90）。

保険法に定めがない免責事由を約款に規定することは必ずしも禁止されないが、免責の範囲を広く規定することは問題が生じる。「今日の解釈上は免責の趣旨には公益の観点は含まれないので、このように強度の不法性を要求すべきかという点には異論の余地はあろうが、本来の公益の観点は弱い程度においても妥当するものであ

---

<sup>101</sup> 昭和49年警察白書

<sup>102</sup> 1996年7月10日、五代目山口組N会NT会長が京都府八幡市の理髪店で四代目会津小鉄系組員に銃撃されたが、NTのボディガードが拳銃で応戦し、会津小鉄系組員2名を射殺した事件（京都地判平12.1.20判時1702.170）。

り、公益を勘案することは適切であり、上記裁判例（注：大阪市判平元.2.23）の限定解釈を指示しておきたい」と述べる見解があるとおりである（山下友信「保険法（下）有斐閣 270 頁）。

上記のように保険法では犯罪免責は規定されていないが、傷害疾病定額保険契約の約款において犯罪免責事由を掲げているものとして、次のような保険契約がある<sup>103</sup>。

他方で、生命保険契約には、同様の規定は見当たらない（JA 終身共済、ニッセイ）。

三井住友海上 傷害保険 傷害保険普通保険約款補償条項 第 2 条

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって発生した傷害に対しては、保険金を支払いません。

③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為

（エ）暴力団同士の抗争を考えた場合、上記の免責規定では不十分である。先の福岡高判平 26.1.26（福岡地判平 26.5.30）は、被保険者が九州誠道会の暴力団構成員であることを認めた上で、「本件各共済契約に適用される約款には、本件免責事由の要件である「私闘で、当組合が共済金を支払うことを不適当と認めるもの」とは、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為をいうとの定義がされているところ、本件事件当時の状況は、Cが、食事に出かけるためAや原告らとともに駐車場に赴いたところ、氏名不詳の複数の者から右胸部や背部を刃物で刺されたというものにすぎず、本件全証拠によるも、Cが、本件事件当時、その氏名不詳の者に対して何らかの加害行為を行っていた事実を認め得るものは見当たらず、Cとその氏名不詳の者との間で現に犯罪行為に準ずる闘争行為が行われていたと評価することにも疑問がある。」「控訴人は、本件事件は暴力団同士の抗争としてCが関与して発生したものであり、Cの犯罪行為に準ずるものとして「私闘」に当たるとも主張する。しかしながら、控訴人の主張する前記事情を考慮しても、原判決が認定する本件事件当時の状況からすれば、決闘などの犯罪行為に準ずる闘争行為とまではいうことができず、「私闘」に該当するとはいえない」と述べ、免責を認めなかった。

この裁判例を踏まえると、現状の免責規定が生命保険契約に設けられていたとしても、抗争時の保険事故が発生した場合に保険者免責とすることは困難であり、適用可能な免責規定を考える必要がある。

（オ）考えられる具体的な免責規定

例えば、

被保険者が暴力団構成員に該当し、抗争中※に死亡した場合、保険金をお支払い

<sup>103</sup> 他にニッセイ身体障害補償保険金、介護保険金において被保険者の犯罪行為により支払い事由に該当したとき

たしません。

※被保険者が属する暴力団が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第15条の2に基づき公安委員会により特定抗争指定暴力団と指定された場合で、その指定された期間中を指します。死亡地が警戒区域内であるかどうかは問いません。

という規定である。傷害疾病定額保険契約であれば、被保険者が抗争中に負傷・死亡した場合、が要件となる。

このように特定指定暴力団として指定されている暴力団に限定することで、適用に迷いは生じにくいし、免責の範囲が広範であるという批判は当たらなくなると思われる。

特定抗争指定暴力団の指定においては警戒区域の指定が行われるが、これは基本的に道府県警、警視庁が指定するものであるから、指定の効力は広くても当該都道府県に限られる。指定は、日本全体で指定されることは予定されていない。

だが、そもそも抗争が暴力団の事業であるとされていることからすれば、特定抗争指定暴力団と指定された場合の警戒区域外での殺傷であっても保険者免責とすることは許されるものと考ええる。

#### (エ) 抗争と死亡との因果関係は不要

前掲「保険法」270頁は「犯罪行為と死亡との間に因果関係があることが必要であると一般的に解されており、これは正当である」という。

しかしながら、この免責事由においては、抗争と死亡との間の因果関係は不要とすべきである。先に示したように警察庁は、道仁会と九州誠道会の抗争は、2013（平成25）年までに抗争事件が47件発生し、14名（一般市民を含む）が殺害され、負傷者は13名。このうち16件を検挙したと発表している。残念なことに、この検挙数は多いとはいえない数字である。実際に先の福岡高裁の事案は、加害者が検挙されるに至っていない。

全数の検挙ができない理由は、抗争が始まってからの襲撃のほとんどは襲撃後の襲撃者の逃走方法も含めた計画的犯行を立てているはずであるから、捜査は容易ではないからと考えられる。

抗争と死亡との因果関係を不要とする代わりに適用要件を特定抗争指定暴力団と指定されていることと限定していることから、バランスはとれており、許されるものであると考える。

以上